令和８年白老町議会定例会３月会議会議録（第１号）

令和８年３月９日（月曜日）

開　　議　　午前１０時００分
散　　会　　午後　３時１１分

○議事日程　第１号

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　議会運営委員長報告
第　３　諸般の報告について
第　４　行政報告について
第　５　令和８年度町政執行方針説明
第　６　令和８年度教育行政執行方針説明
第　７　議案第　１号　令和７年度白老町一般会計補正予算（第１４号）
第　８　議案第　２号　令和７年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
第　９　議案第　３号　令和７年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）
第１０　議案第　４号　令和７年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
第１１　議案第　５号　令和７年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）
第１２　議案第　６号　令和７年度白老町下水道事業会計補正予算（第１号）
第１３　報告第　１号　例月出納検査の結果報告について
　　報告第　２号　財政的援助団体等の監査の結果報告について
第１４　議案第１８号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第１９号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第２０号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第２１号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第２２号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第　７号　令和８年度白老町一般会計予算
　　議案第　８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
　　議案第　９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
　　議案第１０号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
　　議案第１１号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算
　　議案第１２号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算
　　議案第１３号　令和８年度白老町水道事業会計予算

議案第１４号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算
議案第１５号　令和８年度白老町下水道事業会計予算

○会議に付した事件

議案第　１号　令和７年度白老町一般会計補正予算（第１４号）
議案第　２号　令和７年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第　３号　令和７年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）
議案第　４号　令和７年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第　５号　令和７年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）
議案第　６号　令和７年度白老町下水道事業会計補正予算（第１号）
報告第　１号　例月出納検査の結果報告について
報告第　２号　財政的援助団体等の監査の結果報告について
議案第１８号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１９号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２０号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２１号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２２号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　７号　令和８年度白老町一般会計予算
議案第　８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第　９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第１０号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第１１号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第１２号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算
議案第１３号　令和８年度白老町水道事業会計予算
議案第１４号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算
議案第１５号　令和８年度白老町下水道事業会計予算

○出席議員（１４名）

１番　水　口　光　盛　君	２番　田　上　治　彦　君
３番　氏　家　裕　治　君	４番　長谷川　かおり　君
５番　飛　島　宣　親　君	６番　前　田　弘　幹　君
７番　森　山　秀　晃　君	８番　佐　藤　雄　大　君
９番　前　田　博　之　君	１０番　貳　又　聖　規　君

１１番	森　　哲　也　君	１２番	西　田　祐　子　君
１３番	広　地　紀　彰　君	１４番	小　西　秀　延　君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

９番	前　田　博　之　君	１０番	貳　又　聖　規　君
１１番	森　　哲　也　君		

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大　塩　英　男　君
副町長	大　黒　克　已　君
教育長	井　内　宏　磨　君
病院経営監	西　科　　純　君
総務財政部長	鈴　木　徳　子　君
町民生活部長	山　本　康　正　君
企画振興部長	三　上　裕　志　君
都市整備部長	舛　田　紀　和　君
保健福祉部長	齊　藤　大　輔　君
教育部長	冨　川　英　孝　君
病院事務長	本　間　　力　君
消防長	小　玉　　修　君
代表監査委員	野　本　裕　二　君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本　間　弘　樹　君
書記	鈴　木　領　祐　君

◎開議の宣告

○議長（小西秀延君）　本日３月９日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会３月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西秀延君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、９番、前田博之議員、10番、貳又聖規議員、11番、森哲也議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（小西秀延君）　日程第２、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、２月20日及び26日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長　佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君）　議長の許可をいただきましたので、２月20日及び26日に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、令和８年定例会３月会議の運営の件であります。

２月19日及び20日の議案説明会において、３月会議に提案される議案の概要について説明を受けた後、その取扱いについて協議を行いました。

定例会３月会議に付議される案件は、町長の提案に係るものとして、令和７年度各会計補正予算６件、令和８年度各会計予算９件、条例の制定及び改廃13件、計画の策定１件の、合わせて議案29件であります。

議会関係としては、例月出納検査等の報告、議員の派遣承認、意見書案、及び委員会報告等が予定されております。

これらの議案の取扱いについて協議の結果、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第７号から第15号までの令和８年度各会計予算と、新年度予算に関連する議案第18号から第22号までの、合わせて14議案であります。また、監査に関する報告第１号及び第２号の２議案についても、一括して議題といたします。

次に、代表質問及び一般質問は、２月25日午前10時に通告を締め切り、代表質問は３会派３人から５項目、一般質問は９人から17項目の通告を受けております。

このことから、代表質問の日程は３月10日の１日間、一般質問は３月10日から12日の３日間を予定し、13日を予備日としております。

次に、令和８年度各会計予算と関連議案の14議案は、議会運営基準の規定により、議長を除

く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、３月16日から18日の３日間、休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上のことから、定例会３月会議の期間については、予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から３月19日までの11日間としたところであります。

最後に、定例会３月会議は、新年度予算の審議等もありますので、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小西秀延君）　議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（小西秀延君）　日程第３、議長からの諸般の報告をいたします。

定例会３月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね11日間としたところであります。全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第１項ただし書の規定に基づき、定例会12月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

◎行政報告について

○議長（小西秀延君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

大塩町長。

〔町長　大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君）　令和８年白老町議会定例会３月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、白老橋の車両通行止め解除についてであります。町道中央通に架かる白老橋につきましては、修繕代行制度を活用し、本町からの要請に基づき北海道開発局室蘭開発建設部による補修工事を進めてまいりました。その間、約１年８か月にわたり車両通行止めを実施しており、利用者の皆様にはご不便をおかけしましたが、このたび車道規制に係る工事が完了したことから、令和８年２月27日午前10時に通行止めを解除いたしました。引き続き、車道橋に併設している歩道橋補修工事を実施し、安全な道路空間の保持に努めてまいります。

次に、次世代和牛生産システム構築拠点事業の本格型への昇格についてであります。本町を

幹事自治体に北海道大学を代表機関として産官学連携の下､推進してきた本事業につきまして、先般２月20日付にて国立研究開発法人科学技術振興機構の共創の場形成支援プログラムの育成型から本格型への昇格が決定いたしました。本事業は、輸入飼料価格をはじめとする生産資材の高騰、担い手の高齢化、家畜ふん尿をめぐる環境問題など、畜産業が抱える複雑かつ高度化した課題を背景に草食動物である牛本来の特性と学術的に実証が進められている代謝プログラミングを基盤として革新的かつ持続可能な和牛生産基盤の確立を目指すものであり、本町が日本の畜産業を牽引する重要な役割を担うプロジェクトであります。今回の本格型への昇格決定により、今後10年間にわたり畜産業が抱える課題の解決に取り組むとともに、ビジョンに掲げるデジタルネーティブ世代が先導する食の尊さを未来につなぐ循環社会の創造の具現化に向け、本町としても多様な関係機関と連携しながら力強く推進してまいります。

最後に、2026白老牛肉まつりの開催についてであります。去る２月24日に主催者である白老牛銘柄推進協議会の臨時総会が開催され、６月６日、７日の２日間、ポロトミンタァにおいて本年の牛肉まつりを開催することと決定いたしました。昨年開催された牛肉まつりでは、約１万人の来場者の方に当町を代表するブランド牛、白老牛を堪能いただき、まちに大きなにぎわいが創出されたものと感じております。本年の開催に向けては生産者が丹精込めて育てた白老牛の提供や、新たな場内イベントを計画するなど、白老牛肉まつり実行委員会を中心に多くの方に牛肉まつりを楽しんでもらえるよう準備を進めております。町としても関係機関や町内事業者と連携し、牛肉まつりを契機とした白老牛のさらなるブランド化と地域経済の活性化を目指してまいります。

なお、本３月会議には議案29件の提案を申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（小西秀延君）　これで行政報告を終わります。

◎令和８年度町政執行方針説明

○議長（小西秀延君）　日程第５、町長から令和８年度の町政執行方針について発言の申出がありますので、これを許可いたします。

大塩町長。

〔町長　大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君）　令和８年白老町議会定例会３月会議の再開に当たり、８年度の町政運営に臨む私の所信と主要施策について申し上げます。

昨年は、交通渋滞の緩和や緊急医療施設への迅速な搬送経路の確保に向け、一般国道36号白老西拡幅の事業化が正式決定したほか、地域の中核病院として､「患者さんに信頼され笑顔と思いやりのある病院」を経営理念に掲げた、白老町立国民健康保険病院が開院するなど、将来へ向けた歩みを力強く踏み出しました。

一方、カムチャツカ半島地震により、津波警報が発表され多くの町民が避難したほか、二度にわたる記録的豪雨に関連した河川の氾濫などが相次ぎ、河川・道路といった町管理施設に加え、基幹産業である一次産業の生産基盤に甚大な被害が発生するなど、改めて災害に強いまち

づくりの必要性を再認識する一年となりました。

８年度においては、私の就任１期目の最終年度であることから、３つの将来像であります「魅力あふれるまちしらおい」、「人も仕事も活力あふれるまちしらおい」、「誰もが幸せ感じるまちしらおい」を具現化するべく掲げた、45項目の公約達成に向け、全力を傾ける考えであります。

さて、我が国は、急速な少子高齢化と人口減少という大きな構造的課題に直面しており、国においては子ども・子育て政策の強化、地方創生の再構築、デジタル田園都市国家構想の推進、さらには脱炭素社会の実現に向けたグリーン社会への転換など持続可能な社会づくりに向けた施策が進められております。

一方で、エネルギー価格や物価高騰、国際情勢の不安定化は地域経済や住民生活に影響を及ぼしており、地方自治体には、よりきめ細やかで実効性のある対応が求められております。

本町としましては、国の動向を的確に捉え、時代に即応した行政サービスを提供できるまちを目指し、健全な財政運営の下、絶えず変化する社会経済情勢に柔軟に対応しながら、本町の強みである豊かな自然環境、歴史と文化、そして人と人のつながりを生かして力強いまちづくりを進めてまいります。

次に、町政に臨む基本姿勢についてであります。

私が目指すまちづくりは、町民一人一人がこのまちに誇りと希望を持ち、安心して暮らせる持続可能な地域社会をつくることであります。誇りはまちの土台であり、希望は未来へ進む道であります。

今後も町民の皆様と共に対話を重ね、知恵を出し合いながら、誰もが安心して暮らせ、そして次の世代が夢を描ける施策を展開してまいります。

８年度は「今を支え、未来を育てる」をテーマとし、町民の皆様が安心して暮らせる今と、次世代が夢と希望を持てる未来を実現するため、二つの柱を重点事項として町政運営に取り組んでまいります。

一つ目は『今を支える「町民の日常を守り、安心と活力を生み出す」』であります。

町民の皆様が、日々の暮らしの中で不安を感じることなく、安心して住み続けられることは、まちづくりの最も基本となるものであります。

防災・福祉・交通・生活基盤といった暮らしを支える分野において、切れ目のない支援と環境整備を進めるとともに、本年は、スポーツ都市宣言から50周年の節目を迎え、スポーツを通じた健康づくりや交流を促進し、人と人のつながりを深め、地域への誇りや愛着を育む取組を進めてまいります。

また、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズを的確に捉えながら、行政サービスの質を高め、町民の声が実感として反映される町政運営に努め、安心と活力が循環する日常を支える取組を進めてまいります。

二つ目は『未来を育てる「子どもたちの学びと成長を後押しし、地域の未来を形づくる」』であります。

人口減少や少子高齢化が進行する中にあっても、将来に希望を持ち、次の世代がこのまちで暮らし続けたいと思える環境を整えることが、今を生きる私たちの責務であります。

子供たちの学びと成長を社会全体で支える教育・子育て環境の充実を図るとともに、一次産業をはじめとする産業の担い手育成、防災力の強化、デジタル化の推進、自然環境の保全など、将来を見据えた取組を着実に進め、次世代が地域に希望を持ち、自らの力で未来を切り開いていけるまちづくりの取組を進めてまいります。

次に、令和８年度の重要施策として捉えている事項について申し上げます。

１．安心して暮らし続けられる基盤づくりの推進

近年、8050問題やダブルケアといった福祉課題や、一つの世帯に、ひきこもり、介護、貧困など、複数の課題が重なっているケースが増えてきており、従来の「高齢者」「障がい者」「子ども」といった分野別では解決できないケースに対して、行政、地域、専門機関が垣根を越えて包括的に支援する重層的支援体制の構築が求められております。

既存の相談支援や地域づくりの取組を生かしつつ、属性や内容を問わず、断らない相談支援の実施はもとより、制度の狭間にあるニーズに対応し、社会とのつながりへの参加支援のほか、複雑な課題に対し、多機関が連携するプラットフォームの構築、支援を求められない人への訪問など、積極的・継続的な支援を行うなど、誰もが住み慣れた地域で、孤立せず、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めてまいります。

２．健康・交流・誇りの醸成の推進

自治体におけるスポーツは、体力向上や趣味の枠を超え、住民の健康寿命延伸による医療・介護費の抑制、コミュニティの再生と地域への愛着の醸成、交流人口・関係人口の増加による地域経済活性化など、まちづくりには必要不可欠なものであります。

本町は、昭和51年７月17日にスポーツ都市を宣言してから、スポーツを通して豊かな心と健康でたくましい体をつくり、躍進都市白老の建設を目指す取組を進めてまいりました。

新年度においては、多くの町民参画・交流によるスポーツイベントを開催し、世代間交流の促進を図るほか、プロサッカーチームＦＣ東京が本町で合宿を行うこととなったことから、町民をはじめ、官民一体での受入れ環境を構築するとともに、スポーツ団体等の合宿誘致にも取り組みます。加えて、スポーツのまちとしての特性を生かしながら、本町の観光・特産品などの地域資源と融合させながらスポーツツーリズムの推進を図ってまいります。

３．子供の未来を社会全体で育む環境づくりの推進

子供はまちの宝であり、未来そのものです。

子供たちが健やかに育ち、このまちを好きでいてくれることが最も確実な未来への投資です。子供たち一人一人が自ら考え、選び、行動する力を育てることは、これからの時代を生き抜く上で欠かせません。

家庭・学校・地域が連携して、子供たちの挑戦を温かく支える環境づくりに取り組んでまいります。

切れ目ない子育て支援においても、新たに、こども家庭センターを設置するほか、産後ケア事業の利用者減免の拡充を図るとともに、高校生までを対象とした子ども医療費助成事業や主食費まで拡大した保護者負担補助事業などの経済的負担軽減策を引き続き取り組んでいくことに加え、新年度より国が実施する方向で進めている小学生の給食費無償化に併せて、町独自で

中学生の給食費無償化を実施し、安心して子供を産み育てられる環境整備を進めてまいります。

４．持続可能なまちづくりの推進

（１）本町は、昭和29年、日本の高度経済成長の始まりとともに、まちの命運をかけて和牛生産に取り組んでまいりました。この長年の挑戦は、地域の基幹産業として発展し、本町の礎を築いております。そのような中、現在、北海道大学を中心に推進してきた「次世代和牛生産システム構築拠点」事業は、育成期間を経て、本格型への昇格に向け新たなフェーズを迎えようとしております。本事業は、今後10年間にわたり、未来の社会像を見据えながら、生産性向上と持続性の両立を図る次世代型畜産モデルの構築を目指すものであり、本町が日本の畜産業の高度化を牽引する重要な役割を担うものであります。

また、水産分野においては、高度な技術を要する閉鎖循環型陸上養殖事業の実証を進めております。これまでに蓄積した知見と成果を基盤とし、多様な主体との連携の下、地域内での産業実装と新たな付加価値創出につなげてまいります。これら一次産業の高度化と持続的発展への取組は、人口減少社会においても自立的に発展し続けるまちづくりの原動力となるものであります。

今後も、本町の強みである一次産業を軸に、産学官連携を一層強化し、持続可能な地域経済基盤の確立に向けて着実に施策を推進してまいります。

（２）現役場庁舎は、築71年が経過し、安全性・利便性など多くの点で庁舎機能が低下しており、高度情報化への対応の限界や耐震性も不足している状況であります。

特に、町民の命を守る観点からも、災害時に迅速に避難情報を発令し、災害活動を確実に行える防災拠点機能が必要であり、今後ますます多様化する行政需要に適切に対応するためにも、新庁舎の建設は必要であると捉えております。

庁舎建設位置の選定については、新たなまちづくりの拠点となることから、立地条件と防災性、町民の利便性、地域活性化、経済性等を考慮しながら、町民の声はもとより、専門家等で組織する懇談会での議論も踏まえ、選定作業を着実に進めるとともに、役場庁舎建設基本計画の成案化に向け、取組を加速してまいります。

（３）全ての町民がまちづくりの主体として自らのまちをつくっていくためには、町として、町政の基本的な事項を定める計画の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障する必要があり、多くの町民が政策決定に参加することで、計画の透明性が図られ、効果的で実効性のある計画になるとともにまちづくりに寄与するものであります。

より多くの町民参加による意見を町政に反映させるため、引き続き、タウンミーティングの開催や町内団体・企業へのヒアリングの実施に加え、新年度より２カ年かけて、ワークショップの開催やオンライン会議による参加促進など町民参加型、官民連携型の策定プロセスを通じて、持続可能なまちづくりのビジョンを策定するべく「第７次白老町総合計画」の策定に着手してまいります。

次に、主な施策につきまして、総合計画の５つの基本方針に沿って申し上げます。

初めに、「生活環境分野」についてであります。

身近な安全につきましては、小中学生を対象に自転車用ヘルメットの購入費用を助成し、事

故発生時における頭部損傷リスクの低減及び交通安全意識の醸成を図ってまいります。

防災・減災につきましては、多様化・激甚化している災害に対応するため、実践的な防災訓練の実施や津波避難施設の在り方を検討するほか、昨年発生した大雨災害による被災箇所への早期復旧を目指すとともに、防災アプリの普及と防災無線の更新を通じて、地域防災力の強化による災害に強いまちづくりを進めてまいります。

消防・救急につきましては、東胆振消防指令業務の共同運用開始による119番通報の受報体制強化及び車両や資機材等の計画的な整備を進め、消防力の強化と救急・救助体制の充実に努めてまいります。

環境美化・衛生につきましては、環境パトロールやクリーン白老の実施による身近な環境美化に努めるほか、近年では、熊の出没が全国的に増加傾向であることから、市街地に出没した際に、町民の安全を守るため緊急銃猟体制の整備を進めてまいります。

循環型社会形成につきましては、ごみの適正排出・適正処理の啓発を進めるほか、公共施設や学校などの照明器具のＬＥＤ化改修を計画的に進めるとともに、自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に向けた取組を推進してまいります。

住環境につきましては、将来人口を見据えた中で、良好な住環境の形成に向け、公営住宅等長寿命化計画に基づいて、計画的な公営住宅の建て替えを進めてまいります。

公共交通につきましては、スマートバス停の整備による利便性向上を図るほか、白老町地域公共交通計画に基づき、運行内容の充実のみならず多様な交通資源の役割明確化と相互連携の強化、新たな移動手段の検証等による、持続可能な交通システムの形成に努めてまいります。

道路につきましては、国道36号白老西拡幅の早期着手に向けた要望活動を継続するとともに、通学路の安全対策を目的とする生活道路網の整備として、荻野昭和通りや虎杖浜海岸通りなどの町道整備を進めるほか、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁点検・改修を行い公共インフラの維持管理に努めてまいります。

地域情報化につきましては、白老町ＤＸ推進計画に基づき町民サービスのＤＸ、地域社会のＤＸ、行政運営のＤＸの取組を加速させ、誰もが、いつでも、どこでも、デジタルの恩恵を享受できるよう、町民サービスの利便性向上に努めてまいります。

次に「健康福祉分野」についてであります。

健康づくりにつきましては、運動を通じた健康増進を図るため、関係各課の連携によるシニア向け健康キャラバンを引き続き実施するほか、疾病の発症と重症化の予防、早期発見・早期治療を図るため、保健指導を充実させるとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーの養成を行い、心の健康サポートの推進を図ります。

地域医療につきましては、町立病院はまちの基幹病院として患者サービスの向上のため、昨年導入した電子カルテの運用の充実を図り、診療業務及び医療事務体制の強化など、引き続き経営改革を進めるとともに、関係機関との懇談や広報誌等を通じ情報発信の強化に努め、患者さんに信頼され、笑顔と思いやりのある病院づくりを進めてまいります。

地域福祉・高齢者福祉・障がい者（児）福祉につきましては、後期高齢化の進行を見据え、介護・障がい福祉分野における人材確保とサービスの質の維持に取り組むとともに、介護予防

を基盤とした自立支援の推進を図ってまいります。

また、成年後見制度や手話言語条例、認知症と共に生きる希望条例の普及啓発を進め、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを推進してまいります。

さらに、介護保険・障がい者支援事業所連絡協議会をはじめとする関係機関との連携を強化し、専門分野の能力が十分に生かされる協働体制の構築を進めてまいります。

次に「教育文化分野」についてであります。

教育につきましては、中学生が「住みよいまちづくり事業」を考え、まちに提案するまちづくりアイディアコンクールを開催するほか、生涯にわたる学習の機会を提供するとともに、学びや活動を通じて、町民の輪が広がる交流機会の創出に努め、人づくり、つながりづくり、地域づくりを支える環境の充実に取り組んでまいります。

民族文化につきましては、白老アイヌ協会等と連携した、地域のアイヌ文化の伝承と人材育成を進めるほか、伝承活動等に必要な自然素材の供給を可能とする空間整備、ウポポイと連携し、アイヌの文化や歴史の理解を深める機会の充実を図ってまいります。

人権につきましては、白老町男女共同参画計画（あいプラン）に基づき、仕事と生活の調和や女性活躍の促進に取り組むとともに、人権尊重の理念に対する正しい理解が進むよう効果的な人権教育と啓発に努めてまいります。

次に「経済産業分野」についてであります。

産業連携・雇用につきましては、ハローワーク等と連携を図りながら町内企業への就労機会の確保に取り組むほか、移住・定住の促進や関係人口の増加につなげるため、移住希望者に対する住まいや仕事に関する相談体制の充実を図ってまいります。

また、立地企業連絡協議会等による異業種間の産業連携や地域内連携を強化し、経済循環を促進させるほか、ラピダスの進出を契機と捉えた企業誘致の強化を図ってまいります。

港湾につきましては、第３商港区の静穏度向上に向けた島防波堤の整備や港湾施設の適切な維持管理を行うほか、漁港区の安全確保対策に努めるとともに、クルーズ船の誘致活動を展開してまいります。

商工業につきましては、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定と持続的発展を図るため、商工会や金融機関、関係団体との連携を一層強化し、各種融資制度や助成制度の活用促進と支援策の充実に努めてまいります。

また、町内消費の喚起と域内経済循環の拡大を図るため、経済動向や物価高騰の影響を的確に捉え、機動的かつ効果的な対策を講じることにより、地域産業全体の体質強化と活力向上を推進してまいります。

観光につきましては、本町が有する多様で魅力ある観光資源を最大限に活用し、新たな体験型アクティビティの創出や磨き上げを進めるとともに、民間事業者や関係団体が主体となる誘客・プロモーション活動への支援を通じて、町内の周遊性と滞在時間の向上を図ってまいります。

さらに、戦略的かつ効果的な情報発信を推進し、外国人観光客を含む多様な来訪者の受入れ環境の整備に取り組むことで、観光地域づくり法人である白老観光協会を核とした持続可能な

観光振興と地域産業の活性化を推進してまいります。

農林業につきましては、2027年８月に開催される第13回全国和牛能力共進会に向け、登録を目指す白老牛の地域団体商標の申請について関係団体と連携しながら支援するとともに、依然として終息が見えない家畜伝染病の影響を受けた和牛繁殖経営体に対して引き続き緊急支援を実施してまいります。

また、森林環境譲与税制度を活用した総合的な森林整備を進めるとともに、林業の担い手の育成、林道整備、間伐などに取り組み、森林の持つ多面的な機能の維持・回復に努めてまいります。

水産業につきましては、海洋環境の変化により主要魚種の漁獲量が減少する中、ナマコやウニの種苗並びにマツカワガレイの放流を引き続き実施し、栽培漁業及び資源管理型漁業の推進を図ることで、持続可能な水産業の確立に向けた取組を進めてまいります。

次に「地域自治分野」についてであります。

地域活動につきましては、町内会や町内活動団体等における主体的な取組への支援や人材育成など、活動基盤の強化を図るほか、見る側の視点に立ったホームページ・広報紙作りを継続的に推進するとともに、ＳＮＳを活用した情報発信など、多様な広報媒体の効果的な活用に努めてまいります。

行財政運営につきましては、風通しのよい働きがいのある組織文化の醸成と、まちの大切な財産である職員一人一人が誇りと使命感を持って働ける職場づくりをさらに進めるほか、将来にわたって行政サービスを持続的に提供するため、財政規律を堅持し、計画的で安定的な財政運営を推進するとともに、白老町公共施設適正配置計画に基づき、計画的な維持補修による長寿命化、解体・統合による施設保有量の最適化を図ってまいります。

以上、８年度の主要施策について、総合計画の基本方針の５分野に基づいて概要説明を申し上げました。

次に、予算編成について申し上げます。

国は、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響など、経済リスクへの対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員し、日本経済が全国津々浦々で成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、少子化対策・子ども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによってめり張りの利いた予算編成を行うこととしております。

地方財政計画につきましては、物価高騰を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費に係る地方負担の増などを歳出に計上し、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、７年度を上回る額を確保するとされており、地方税・地方譲与税は増収、地方交付税は、前年比6.5％の増加となっております。

８年度予算編成につきましては、町政に臨む基本姿勢で申し上げたとおり、『今を支え、未来を育てる』をテーマとして、今を支える“町民の日常を守り、安心と活力を生み出す”、未来を

育てる“子どもたちの学びと成長を後押しし、地域の未来を形づくる”の２つの柱を優先事項とし、施策の重点化を図った予算の編成といたしました。

この結果、一般会計につきましては、総額126億4,000万円、前年比５億1,000万円、4.2％の増加となり、過去10年間で最も大きい予算規模となっております。

次に、歳入歳出の概要についてであります。

初めに歳入についてであります。

町税につきましては、町民税は、個人町民税が所得割の増を見込むなど2,555万4,000円の増、固定資産税は、実績見合いによる算定で308万6,000円の増、軽自動車取得時に係る環境性能割の廃止による軽自動車税減など、町税全体では前年比2,733万5,000円増の23億9,200万2,000円を計上しております。

交付金関係につきましては、環境性能割交付金が自動車取得時に係る環境性能割の廃止による1,400万円減､地方特例交付金が地方揮発油譲与税の暫定税率廃止及び環境性能割廃止に伴う減収補填による1,180万4,000円増、地方消費税交付金を前年比3,870万円増の４億8,870万円と見込むなど、交付金関係全体では、６億800万4,000円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画で前年比6.5％の増となっており、普通交付税は、物価高などによる経費増に伴う個別算定経費や給与改定等による包括算定経費の増加を見込むなど、前年比１億2,000万円増の38億8,000万円を計上し、特別交付税は、７年度の災害応急対策に係る経費の増による増額を見込むなど、前年比8,000万円増の５億1,000万円を計上しております。

町債につきましては、通常一般分が３億6,400万円、過疎債は４億7,170万円とし、前年比5,550万円の増となっております。

町債全体では１億5,590万円減の８億3,570万円を計上しております。

次に、歳出であります。

経常経費につきましては、総額95億198万7,000円で、前年比４億3,970万2,000円の増となっております。

主な増減の要因は、給与費１億637万6,000円の増、公債費3,408万9,000円の減、繰出金１億885万円の増、積立金4,796万2,000円の減、一般行政経費３億891万5,000円の増であります。

臨時事業費につきましては、総額31億3,801万3,000円で、前年比7,029万8,000円の増となっております。

内訳として、継続事業は115件、23億5,549万8,000円で、前年比２億4,055万5,000円の減、新規事業は、47件、７億8,251万5,000円で、前年比３億1,085万3,000円の増として計上しております。

次に、特別会計、企業会計について申し上げます。

初めに、特別会計５事業につきましては、総額52億246万6,000円で、前年比7,171万2,000円の減になっております。

国民健康保険事業が１億6,910万円の減、後期高齢者医療事業が4,843万3,000円の増、港湾機能施設整備事業が２万5,000円の増、介護保険事業が2,943万5,000円の増、介護医療院事業が

1,949万5,000円の増になっております。

次に、企業会計３事業でありますが、総額は42億5,062万3,000円で、前年比5,519万5,000円の減になっております。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で6,633万4,000円の増、支出で2,796万1,000円の増とし、資本的収支では、収入で4,000万円の増、支出で１億2,960万3,000円の増としております。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支の収入で１億2,907万6,000円の減、支出で１億349万6,000円の減とし、資本的収支では、収入で１億6,093万円の減、支出で１億3,992万1,000円の減としております。

下水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で7,884万1,000円の増、支出で6,915万9,000円の増とし、資本的収支では、収入で4,868万7,000円の減、支出で3,850万1,000円の減としております。

以上、予算編成の概要につきましてご説明申し上げましたが、詳細については、後ほど予算案の審議に沿って各担当より説明させていただきます。

以上の結果、８年度の当初予算は、一般会計126億4,000万円、特別会計52億246万6,000円、企業会計42億5,062万3,000円、合計220億9,308万9,000円であります。

以上、町政に臨む私の基本姿勢と主な施策、予算の概要について申し上げました。

人口減少や地域経済の活性化、防災対策、子育て支援など私たちを取り巻く課題は決して容易ではありません。

しかしどのような時代にあってもまちの未来を切り開くのは「人」であり、「地域の力」であります。

私は町民の皆様と対話を重ね、現場の声に真摯に耳を傾けながら、一つ一つ着実に前へ進めてまいります。そして子供たちが希望と誇りを持てるまち、誰もが安心して暮らせるまちの実現に全力を尽くしてまいります。

結びになりますが、町民の皆様、そして議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、８年度に当たっての町政執行方針といたします。

◎令和８年度教育行政執行方針説明

○議長（小西秀延君）　日程第６、次に教育長から令和８年度の教育行政執行方針について発言の申出がありますので、これを許可いたします。

井内教育長。

〔教育長　井内宏磨君登壇〕

○教育長（井内宏磨君）　令和８年白老町議会定例会３月会議に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

子供たちが目を輝かせ、生き生きとふるさと白老を語る。

本町の小学校、中学校、そして高校で普通に見られる光景となりました。

豊かな自然、先人によって培われた壮大な歴史と文化、多様な産業、そしてそれらを営み、

発展させようとするまちの人々。誇るべき教育資源、魅力、可能性が白老町にはあふれています。

一方、眼前に迫る人口減少、少子高齢化の進展、自然災害の激甚化、デジタル技術の急速な発展など、誰もが経験したことのない大きな変化に活路を見いだし、未来を切り開いていくためには「教育」の力をもってなさねばなりません。

そのためには、世代を問わず、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生をかじ取りすることができる民主的で持続可能な社会のつくり手を、みんなの力で育むことが肝要です。

学校教育においては、白老町スタンダードを更新し探求型授業の練度を高め、「白老未来学」では地域探求学習を充実させて、自律し協働して学ぶことのできる児童生徒の育成に努めてまいります。また、不登校対策や特別支援教育など、子供一人一人の可能性を引き出し、誰一人取り残さない教育活動を展開してまいります。こうした取組を通して、本町の児童生徒の育成を目指す資質・能力「主体性・協働性・実践力」を学校間や地域との緊密な連携を図りながら育成してまいります。

社会教育においては､多能なニーズに対応した学習環境の充実や主体的な学習機会を通して、学びの成果を個人の生活や地域での活動に生かすことが求められています。加えて、本町の歴史や文化を継続的に発展させ、後世に残していくことが重要です。

こうしたことから、スポーツ都市宣言50周年を契機に、新たな時代にふさわしい運動習慣やスポーツ文化を醸成し、町民の健康と笑顔を生み出してまいります。また、文化・芸術活動については、関係団体との連携の強化や環境整備を進め、活動の活性化と町民が参加しやすい環境を整えてまいります。

このような場や機会を適切に提供することで、まちづくりの礎である人と人とのつながりを創出し、地域や社会全体で幸せや心の豊かさを享受できるように取り組んでまいります。

以下、学校教育、社会教育の順に、令和８年度における主な施策を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

「新しい時代に生きる子供たちの豊かな成長を支え育む」についてであります。

確かな学力の育成につきましては、新たに「第５期白老町スタンダード」を策定し、主体的・対話的で深い学びを充実させてまいります。秋田県能代市教育委員会との連携による探求型授業の深化に加えて、単元を通した学びを計画的に実践し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、自立した学習者の育成に邁進してまいります。

さらに、各種検定試験や長期休業を利用したオンライン講習等により、子供たちの学習意欲を喚起するとともに、多様な学習機会を通して児童生徒の主体的な学びと自己実現を支援してまいります。

また、情報教育につきましては、生成ＡＩ活用の研究など、児童生徒と教職員の情報活用能力の向上を図るとともに、デジタルとアナログの効果的な活用と学びを追求してまいります。

豊かな人間性の育成につきましては、教育活動全体を通じて道徳性を養う教育を推進するとともに、社会教育や家庭・地域との連携強化を図り、互いの個性、立場を尊重する態度や生命

を大切にし他者を思いやる豊かな心を育んでまいります。

いじめや不登校につきましては、積極的な認知へ向けた取組や早期発見・早期対応を基本に、町内学校等といじめに対する危機意識を共有し組織的に取り組んでまいります。また、不登校につきましては、校内教育支援センターの活用、関係機関との連携、ＩＣＴ機器を活用した継続的な支援など、将来の社会的自立を見据えた取組の充実を図ってまいります。

健やかな体の育成につきましては、国の小学校給食費無償化に伴い、町独自で中学校の無償化を行うことにより、保護者の負担軽減を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、インクルーシブ教育システムの理念の下、多様な学びの場の充実を図り、切れ目のない一貫した指導と体制の確立、教員の専門性の向上に向けた取組を進めてまいります。また、町内２校の通級指導教室を拠点とし、通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒への支援の充実を図ってまいります。

次に、「地域に信頼され、地域とともにある学校づくり」についてであります。

ふるさと教育の充実につきましては、義務教育９年間を貫く「白老未来学指導計画」に基づき、アイヌ文化学習を一つの軸として地域資源や人材を活用した探求的な学びにより、よりよく課題を解決し、自分の生き方を考える資質・能力とふるさと白老への誇りと愛着を育んでまいります。さらに、今後は、「地域探究学習」をもう一つの軸と位置づけ、防災、福祉、コミュニティなどの地域課題を教材として内容の充実を図ります。また、「ふれあいふるさとＤａｙ」など家庭・地域参画型の教育を展開し、地域と共に育つ学校づくりを進めてまいります。

安全・安心の保障につきましては、関係機関と連携した交通安全教室や一日防災学校等の安全教育を計画的に実施し、児童生徒の危険回避能力や防災、減災の実践力を育むとともに、自然災害への対応マニュアルを見直し、各学校の危機管理体制の充実を図ります。

次に、「多様化するニーズに対応した教育環境整備」についてであります。

学校の組織運営体制の充実につきましては、教職員の業務量管理や健康確保、地域との協働や校務のデジタル化等、引き続き働き方改革を進め、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立により、教育の質の維持・向上に努めてまいります。また、研修等の充実により服務規律保持を徹底し、子供、保護者、地域に信頼される学校づくりに努めてまいります。

教育環境の充実につきましては、白老町立小中学校適正配置検討委員会の検討結果に基づき、令和８年度末における竹浦小学校の閉校と統合に向けた取組を進めてまいります。統合に向けては、「統合準備委員会」等により、教育課程を含め、子供たちが安心して統合を迎えられるように検討、準備を進めてまいります。また、質の高い教育を支える基盤構築のため、次期学習用端末への更新整備を計画的に進めてまいります。

次に、社会教育の推進について申し上げます。

初めに、「主体的な学びへのきっかけづくり」についてであります。

成人教育の推進につきましては、まちの将来を見据えた地域の担い手づくりを念頭に、本町の課題解決に向け町民の協働による取組が促進されるよう、公民館等の社会教育施設において、様々な地域人材を活用した公民館講座事業を実施してまいります。

芸術文化活動の推進につきましては、白老町文化団体連絡協議会をはじめ、町内芸術文化関

係団体等との連携を図り、その活動を支援してまいります。また、文化団体連絡協議会と体育協会の組織改編を見据え、町民の文化・スポーツ活動を永続的に支援するための体制づくりを進めてまいります。

読書活動の推進につきましては、「第五次白老町子供の読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校等との連携及び相互協力による読書普及活動を推進するため、「おもいで読書帳」の利用促進等、読書に親しむ習慣の醸成を図るとともに、館内へのエアコンの設置など、多くの町民に親しまれる図書館づくりを目指して取組を進めてまいります。

次に、「学びや活動を通したつながりづくり」についてであります。

社会教育活動の推進につきましては、「みんなの基金事業」の補助対象期間の拡大により、基金の利便性向上を図り、町民のまちづくり活動の一層の活発化を支援してまいります。

高齢者教育の推進につきましては、高齢者大学等と町内小中学校及び高校との世代間交流機会の拡充により、学びを核とした人や地域、社会とのつながりを創出し、学習意欲の向上や生きがいづくりにつながるように努めてまいります。

また、高齢者大学の活動拠点については、様々な観点から検討を行い、安心して集い、学ぶことのできる環境整備を進めてまいります。

スポーツ・健康増進活動の推進につきましては、昭和51年の「スポーツ都市宣言」から50周年の節目を迎えることから、プロサッカーチームＦＣ東京の夏季キャンプをはじめ、町民運動会の実施やＮＨＫラジオ体操の招致など、様々な記念事業を通して町民の皆さんがスポーツに親しみ、楽しむ機会を創出し、「新生スポーツ都市しらおい」の実現に向けた取組を進めてまいります。

また、総合型地域スポーツクラブサフィルヴァ及び北海道大学大学院との連携により、専門的知見に基づく質の高い事業を展開し、町民の運動・スポーツ習慣の定着に向けた取組を推進してまいります。

地域連携による教育活動の推進のつきましては、地域学校協働本部と学校運営協議会が連携し、熟議などを通して地域や大人と子供がつながる地域学校協働活動の取組を進めてまいります。

また、白老東高等学校が進める探求学習への支援を拡大するとともに、小中学校との連携、地域とのつながりを深め、高校の魅力化向上と情報発信への支援を行ってまいります。

中学校部活動の地域展開につきましては、令和10年度の完全実施を目指し、地域クラブ運営本部を立ち上げ、本格的に地域クラブ化を進めるとともに、既存の部活動以外の活動についても可能性を検討し、将来にわたって子供たちがスポーツや芸術文化に取り組むことのできる環境の構築に努めてまいります。

次に、「郷土を愛し、次代を担う人材の養成」についてであります。

青少年教育の推進につきましては、ふるさと白老への愛着と誇りを持ち、主体的にまちづくりに参画する人材の育成を目指し、しらおい子ども憲章推進委員会を中心とした自発的な地域活動や研修への参加機会を創出するとともに、引き続き高校生との交流機会等を通して、その具現化を図ってまいります。

文化財の保存・活用につきましては、整備基本計画に基づく第２次整備事業と外部有識者等の指導による継続的な発掘調査により、陣屋跡の本質的価値を将来に向け確実に継承するとともに、ＳＮＳ等の有効活用により、陣屋の魅力発信と集客数の増加に向けた取組を進めてまいります。

また、資料館友の会と連携して若者解説員への視察研修やイベント参加機会を創出するとともに、一般社団法人白老おもてなしガイドセンターと共に設立した仙台藩白老元陣屋活用地域活性化推進協議会を中心に、ガイド人材の育成に取り組んでまいります。

次に、「学びやつながりづくりの拠点となる環境の整備」についてであります。

社会教育施設やスポーツ施設の整備活用につきましては、ＦＣ東京の夏季キャンプを契機に、桜ヶ丘公園陸上競技場の改修及びサッカー場への転用を進め、令和９年度以降の継続的なキャンプ実施と広く利用促進を図ってまいります。さらに、合宿補助を創設し、他の施設も含めたスポーツツーリズムの推進により、関係人口、交流人口の創出を図ってまいります。

また、老朽化が著しい社会教育施設やスポーツ施設については、施設の統廃合や大規模改修等長寿命化の検討を行い、町民のつながりの拠点として中心的な役割・機能を果たせるよう取組を進めてまいります。

以上、令和８年度の教育行政執行方針に関する主要な方針について申し上げました。

教育とは、共に希望を語ることです。学びを通して、生きることの喜びと地域の未来を共に語り、白老町教育推進の基本理念である「ともに学びあい　こころひびかせ　笑顔かがやく教育の町しらおい」の実現に努めてまいります。

町民の皆様、並びに町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げ、令和８年度教育行政執行方針といたします。

○議長（小西秀延君）　ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前１１時０１分

再開　午前１１時１０分

○議長（小西秀延君）　それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等によりまして先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

これより議案の審議に入ります。

◎議案第１号　令和７年度白老町一般会計補正予算（第１４号）

○議長（小西秀延君）　日程第７、議案第１号　令和７年度白老町一般会計補正予算（第14号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　議１―１をお開きください。議案第１号　令和７年度白老町一般会計補正予算（第14号）。

令和７年度白老町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,395万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億1,575万7,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和８年２月19日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入りますが、ほぼ全ての款にわたる補正予算でありますので、区切りを設け質疑を行います。歳出から質疑に入ります。議案第１号の26ページをお開きください。26ページから35ページ、２款総務費について質疑があります方はどうぞ。

１番、水口光盛議員。

○１番（水口光盛君）　１番、水口です。今26ページからということだったのですが、ちょっと関連があるので、まず31ページ、定住促進若年層住宅取得支援事業です。これ1,216万5,000円の減額になっておると思います。当初予算が1,460万円だったと、一般財源だったと思います。差引き243万5,000円、これは今年度の執行なのかなという認識をしています。

そして、後で出るのでしょうが、６ページの中で473万8,000円、これは債務負担行為ということですから、まだ契約が成立していないというか、払えないよということで、今年度払えないから来年度やるという確認と、であればこの事業は1,460万円、当初予算から変わっていなければ約700万円ほど、半分ほどこの予算については執行されているというか、執行予定という認識でいいか伺います。

あともう一点、その下、交通モビリティシステム構築事業なのですが、これ財源振替、臨時事業費の説明のときに一般財源だったと思うのですが、これはどの財源に振り替わったか、まずここをお聞きします。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　まずは、定住促進若年層住宅取得支援事業でございますが、

今水口議員おっしゃったとおり、繰越しの部分につきましては用地の取得ということで町有地を取得されておりまして、ここについては用地取得後２年以内に家を建てていただくといったようなことで、その後の支払いになるといった部分、それと新築の部分が２件ございまして、この部分につきましても完成後の支払いといったことから､470万円に関しては債務負担となっております。水口議員おっしゃられたように、そういったものを全て含めますと現在確定しているのが717万2,000円というようになってございます。

○議長（小西秀延君）　鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　交通モビリティシステムの財源の振替についてでございますが、こちらは国庫支出金の地域公共交通確保維持改善事業補助金が事業採択になったことに伴います財源振替でございます。

○議長（小西秀延君）　ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

次に、34ページから45ページ、３款民生費について質疑があります方はどうぞ。

６番、前田弘幹議員。

○６番（前田弘幹君）　６番、前田です。確認なのですけれども、41ページ、生活館管理運営経費のところの光熱水費なのですけれども､こちらは基本は使用料だとは思うのですけれども、生活館の運営に関わるこの光熱水費というのは、利用者負担ではないのかだけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　今回の補正していただく部分については、利用者が増えたことによって不足している部分といったことでございますけれども、当然利用者からは使用料をいただくようなことになっていますけれども、今回にというか、基本的には町民団体等、減免団体が非常に多いことですから、そこら辺についてはその分をしっかり全てを使用者からいただけるというところではなくて、ほぼほぼ減免されるような、全額ではないですけれども、そういった団体の利用が多いといったことで、基本的には全てではないですけれども、利用者負担というのが原則でありますけれども、そういったことになっております。

○議長（小西秀延君）　10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君）　10番、貳又です。私は、41ページのアイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業の397万4,000円減額しておりますが、これは説明では事業内容の見直しというところのご説明あったと思うのですが、具体的にどのような内容であったか確認をさせてください。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　アイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業でございます。

今回の減額の理由としては事業内容の変更といったことですけれども、主に講師の方を外部から呼んできてといったところ、それをまずは内部でやりましょうと。今年度については内部の講師でやりましょう。そのお金がかかるというか、外部から連れてくる講師の方については次年度にしましょうといったところの講師の謝礼が非常に大きな部分になっております。

○議長（小西秀延君）　ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

次に、44ページから51ページ、４款環境衛生費について質疑があります方はどうぞ。

９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　51ページの繰出金、国民健康保険病院事業会計繰出金、この中身については後で病院会計の中で質問しますけれども、町長に基本的なことを伺います。

今年度は１億円、令和５年度が１億6,000万円、令和６年度はかなりの額になっています。総額で繰出金が７億6,000万円ぐらいになっているね。普通、２億8,000万円ぐらいですから。そういうことを踏まえて、今年度も１億円出しています。当然これは補正予算の査定をしているはずですけれども、町長はどういうことを議論されて、何を、この１億円予算を上げるためにどういう指示を出していますか。

○議長（小西秀延君）　大塩町長。

○町長（大塩英男君）　町立病院の繰出金のご質問でございます。

今議員のほうからご指摘のとおり令和５年度は１億6,000万円､そして令和６年度は病院の会計の改築の部分も含めた部分はあったのですけれども、金額が高かったというような状況でして、今回補正予算の中で１億円という繰出金と、もちろん私もこの繰出金についての予算査定というのでしょうか、予算の出し方については病院事業会計というような中で審査をさせていただいているところでございます。今年度新しい病院というような開院の中で、これまでも一貫して言っているとおり、建物が変わっても中身が変わらないと駄目だよと経営も含めた様々な改革を進めさせていただいているところでございます。そういった中で、状況としては、今現状としては様々な形でまちの皆さんにもご不便をおかけしていますけれども、医師の確保というような中でなかなか確保できない。これは私の責任でもあるのですけれども、確保できないというような状況の中で、この医師確保ができないということの中でやはり経営がうまく進んでいかないというような状況もあるものですから、そういったことも含めて資金不足にならないような中で今回補正予算を提案させていただいて、一般会計からの繰出金というようなことで進めさせていただいたというような状況でございます。

○議長（小西秀延君）　ほか、お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

次に、50ページから57ページ、５款労働費、６款農林水産業費、７款商工費について質疑があります方はどうぞ。

６番、前田弘幹議員。

○６番（前田弘幹君）　６番、前田です。55ページ、空き店舗等活用・創業支援事業の600万円の補正というか、これについて、これは利用者が少なかったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　空き店舗等活用・創業支援事業でございます。

これに関しましては、今年度につきましては利用者がなかったといったようになってございます。

○議長（小西秀延君）　６番、前田弘幹議員。

○６番（前田弘幹君）　今までも数年間利用者も多くていい事業かなって思ったのですけれども、今回ゼロだったということはやり方に不備があったのか、何か聞いていることがありましたらお願いします。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　本事業に関しましては、昨年度も実は利用が１件だったといったようなこともありまして、継続して協議をしていた部分もあるのですが、今年度につきましても相談に関しては９名の方が相談に来られていて、複数回ご相談に来られた方もおりますし、活用に向けていろいろと協議をしていく中ではあったのですが、なかなか条件が合わないですとか、もらっても備品代だけになってしまって逆に補助金を使うのが足かせになってしまうような部分もあって断念をされた。ただ、この方々が全て補助金がなかったから空き店舗を使った創業ができなかったかというと、そうではなくて９件の中でも補助金を使わないでそのまま店舗をお持ちになられているというか、事業をされている方もいらっしゃいますので、そういった部分は逆によかったかなと思うのですが、この内容につきましてももうそろそろ見直す時期にあるかなと思っておりますので、次年度に向けてはしっかりと見直しをして進めていきたいと思っています。

○議長（小西秀延君）　ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

次に、56ページから65ページ、８款土木費、９款消防費について質疑があります方はどうぞ。

13番、広地紀彰議員。

○13番（広地紀彰君）　13番、広地です。１点、61ページ、港湾建設事業について伺います。

白老町の港湾建設に立てられている予算が減額になったということで承知をしておりますが、これによって白老港湾の島防波堤だとかの建設の関係がある程度減額されたのかなと考えておりますが、この工事の進捗率、またこういった建設事業が一定程度進まなかったことによる静穏度に対する影響、そして今後の整備のめど、どのような捉えでいるか、もう一回ちょっと伺います。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　港湾建設事業の進捗状況でございますが、以前にも質問等をいただいておりまして、お答えしておりますが、島防波堤の進捗状況としては、もうあと僅かを残すばかりというようなことにはなってございます。あとは上部工と外側のブロックというようなことになっておりますので、静穏度的にもある程度の確保はできているのかなとは思っております。今後の整備のどのぐらいかかるかといったところでございますが、来年度に計画の見直しがございますので、その中で国において明らかにされるものと思っております。

○議長（小西秀延君）　13番、広地紀彰議員。

○13番（広地紀彰君）　13番、広地です。予算獲得並びにポートセールスに対して一定程度の影響があるのではないかなと懸念しております。予算獲得、国との関係もあるので、白老町だけで進めるわけにはいかないのですが、特定利用港湾に指定されたりだとか、環境的な部分において白老港が予算獲得に対して訴えられる余地があるのではないかと考えております。そういった部分をより積極的に行っていく必要があるのではないかと考えますが、それに対しての見解と、あと静穏度に対しては一定程度上部工が残っているものの波に対しての一定程度の阻止力を図られたということで以前、これもう大分前に工期の見直し等もあったときに静穏度がきちんとしてからポートセールスに来てほしいっていった声もあるといったことはこういった議場でも交わされておりました。静穏度が一定程度もう保たれるという前提であるのであれば、例えばですが、苫小牧港湾の管理組合の方に伺ったのですけれども、沖待ちがすごく多いと。もう入れない状況が続いていて、こういった部分では白老港と連携できないのかねという話をいただいたことがありました。そういったこの静穏度の上昇に応じた今後のポートセールスはどのように取り組まれているのか、より積極的に行うべきだと考えていますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　まずは、港湾建設事業に係る今後の見込みというか、の部分でございますけれども、当然我々も5,700万円、予算を獲得していますので、この全てを使って早く進めてほしいという思いはありますので、それは国に伝えつつ、毎年こういう減額補正させていただいていますけれども、（復活）の12月の補正予算もありますので、そういったところで採択されるようにしっかりと国に対しては要求していきたいなと思っております。

　それと、今後のポートセールスについてでございますが、昨今の運転手不足といったところもありまして、白老港は特にガントリークレーンがあるわけではないので、やっぱりばら積みの荷物が基本になります。なので、苫小牧市に運ぶ荷物を白老町で降ろすことによって横持ちのやっぱりトラック代がかかるので、そういったところではちょっとそこが厳しいのかなと思っておりますが、それ以外にも様々港湾利用に対する問合せはありますので、そういった部分には港湾の担当職員も含めてしっかりと対応させていただきたいなと思っておりますし、今は砂とか（再生）、改良土がメインですけれども、これも永続的にあるわけでありませんので、違った荷物の確保というところも今後大事になってくるかなと思っておりますので、今後一層ポートセールスに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小西秀延君）　10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君）　10番、貳又です。私も広地議員と同じく、この港湾建設事業が3,700万円余り減額されたと。これ要望額が減額されたためというところでありますが、国から見て、この全国的な整備をする中で白老町の優先度的な部分がやはり低くなっているのかなと私は捉えたのですが、その辺りの要因分析というのはどのような捉えをしているのかお伺いいたします。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　この流れといいますか、予算額がなかなかつかないといった

ことは、もうここしばらく続いているところなので、はっきりとした要因というのは分かりませんけれども、北海道の港湾全体の予算としては毎年微増というような、１％ぐらい上がっているかなと記憶しておりますが、その中で、数ある港湾の中でその予算を配分されるといった中で各港湾の取り合いといいますか、そういったところになるかなと思いますけれども、今回の特定利用港湾というのがどういうことでこの予算額の確保に影響するかというのはちょっと我々も分からないところではあるのですが、当然我々が欲しいものというか、要望していないものが造られるということはないと思いますので、そういったところでほかの港湾の重要性、例えば特定重要港湾、苫小牧港等がありますけれども、そういう中にあってそういったところの整備が先に優先されているのかなとは思っております。

○議長（小西秀延君）　10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君）　10番、貳又です。これ最後の質問にいたします。

先ほど広地議員のほうからもありましたが、やはり苫小牧市との連携です。いろいろ業界の方々から私も聞き取りをして、やはり苫小牧市との連携、これとても必要だというところが出ております。要は私はこの構造を変えるような国への要望、構造というのは、今までの状態でいくと、これやはり減額されるわけです。しかしながら、苫小牧市との例えば連携をすることによって、やはりそのところで優先度が高まっていくのは、これは必然的だと私は思っております。そういったところで、理事者の方向性的に苫小牧市とのやっぱり強化、これ図るべきだと思いますが、その思いだけ一つ確認させてください。

○議長（小西秀延君）　大塩町長。

○町長（大塩英男君）　港湾関係の予算の関係でございます。

議員のほうから優先度が低いのではないかというようなご指摘もあったのですけれども、決して私自身優先度が低いとは捉えておりません。今年度も北海道の港湾協会の一員としてでもあるのですけれども､様々な形で港湾の予算獲得に向けては要望活動をさせていただきました。さらには、年が明けては白老町の港湾協会の皆さんと、振興協会の皆さんとポートセールスの企業を回ったりとか、そういったことで港湾の利活用については様々な形で応対をさせていただいているところでございます。この特定利用港湾でというようなお話があったのですけれども、特定利用港湾に指定されたから何か予算がということではなくて国全体の、これ北海道なのですけれども、全体の総額の予算をやっぱり確保していかなければならないと捉えておりますので、そこは受け止めた中でこの要望活動もしっかりと今後もやらせていただければなと思います。

その中で苫小牧市との連携と、過去には苫小牧市の港管理組合の皆さんと連携した中で国にお答えをさせていただいたですとか、あとは今苫小牧港の中でやはり少しオーバーフローしている部分もあったりですとか、そういった部分は私のほうでも認識しておりますので、今後においてはどのようにできるかというような、具体的にはここで答弁は差し控えさせていただきますけれども、しっかりと苫小牧市の港管理組合の方と一緒に連携した中で様々な形で国に訴えかけていくというのは一つの方策かなと捉えています。

○議長（小西秀延君）　ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

次に、66ページから73ページ、10款教育費について質疑があります方はどうぞ。

３番、氏家裕治議員。

○３番（氏家裕治君）　大変失礼いたしました。67ページの小中学校の熱中症対策事業が296万1,000円の減額となっております。説明では事業完了によるものというところでの説明を受けておりますが、ここの内容についていま一度ちょっと詳しく教えていただきたいところがあります。

○議長（小西秀延君）　冨川教育部長。

○教育部長（冨川英孝君）　この事業につきましては、各小中学校の普通教室に対して窓枠クーラーのほうを設置させていただいて、その入札差金ということで今回減額補正をさせていただいているというような状況になってございます。

○議長（小西秀延君）　３番、氏家裕治議員。

○３番（氏家裕治君）　３番、氏家です。入札差金ということでの答弁でした。

私は、今回この事業、普通教室ということでの限定の予算だったかもしれませんが、これを取り付けたときに様々な課題が多分見つかったと思うのです。これ以上例えば特別教室や何かにもしつけようと思ったときには、電力不足云々の課題が見つかったと思うのですが、そういったところに対処するべき予算に振り替えてもよかったと私は考えるのです。そうではないと、今後のこれからの普通教室以外の特別教室、そういったところへの教育委員会としての考え方がないとしか私は考えられないのです。課題が見つかったのであれば、296万円、大きなお金ですよね。この入札差金をもっと有効に活用すべきではなかったのかなと思うのですけれども、その辺の考え方。

○議長（小西秀延君）　冨川教育部長。

○教育部長（冨川英孝君）　我々も思った以上に入札の差金は出たかなというような印象でおりましたが、まずは今回当該予算につきましては、この小中学校への窓枠クーラーの必要数を掲げさせていただいて、それの購入、設置ということが整っておりましたので、この予算ではほかの部分に対する対応というのはなかなかできない状況かなとは思っておりました。

また、今の議員がおっしゃったような課題の問題でございますけれども、やはりもともと小中学校それぞれが躯体自体が古うございますので、電力不足がご指摘のように当然ございました。ただ、それぞれを対応しようとした場合には、当該金額では当然に大部分が不足するというような状況がございまして、改めてキュービクル、そういったものの設置、改修ということは改めての予算審議といいますか、内部での協議になっているような状況でございます。

○議長（小西秀延君）　３番、氏家裕治議員。

○３番（氏家裕治君）　３番、氏家です。話の内容は分かりました。

ただし、この296万1,000円という、私はそんなに小さなお金だと思っていません。これは、例えば今部長からお話があったとおり躯体自体が古い、そして電力不足も伴うという課題の中でまずは検討されるべき。もしこの金額の中である程度小学校、中学校、例えば小学校の体育

館だとか、それからある一定の部分でこの予算で電力不足が補えるような対策というものがあればそれこそ補正で、だって年末までにかかったお金ではないですから、入札差金ですから、そこで分かったことであればそういった補正も組めたのではないのかなと思うのです。これ最後の質問です。

○議長（小西秀延君）　冨川教育部長。

○教育部長（冨川英孝君）　この夏場に間に合うように窓枠クーラーのほうは入札させていただいて、各学校には設置させていただいたと。そういった時期においては、約300万円のお金が不用額として浮いている状況ではございました。ただ、本当に今お話があったように体育館とか、そういったものの電力を賄うだけのキュービクルの改修ですとか、そういったものになりますと1,000万円だとか、そういった金額で超えてくるというような状況がございましたので、このことについてはやはりちょっとまた改めてというような予算要求をしながらやっていくというようなことで、今回の296万円につきましてはあくまで予定していた窓枠クーラー、それからそれの設置というようなことでさせていただいたというのが現状でございます。

おっしゃっていただいていますように子供たちの環境整備、そういった部分でできるだけクーラーですとか、そういった環境整備には努めてまいりたいなとは思っておりますが、このお金については一旦落とさせていただいているというのが現状でございます。

○議長（小西秀延君）　ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

次に、72ページから79ページ、11款災害復旧費から14款諸支出金までについて質疑がありますす方はどうぞ。

１番、水口光盛議員。

○１番（水口光盛君）　１番、水口です。ページ数は77ページ、給与費です。職員等人件費の時間外手当が1,100万円ということで計上されています。職員等人件費の款項目節でいけば、事業でいけば250万円の増額に見えるのですが、ほかのものがある程度当初予算から見て下がっているだろうと。時間外だけが増えているこの要因と、あと補正の財源区分で一般財源が100万円と、あと諸費が150万円ということになっていますが、この諸費の財源の内訳について伺います。

○議長（小西秀延君）　鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　給与費に関するご質問でございますが、時間外手当を今回増額補正とさせていただいております。この内訳の部分については、対象となる職員が増えたということでのご説明をさせていただいているのですが、７月の機構改革におきまして５級、主幹職につきましても時間外手当の対象とさせていただいておりますことから、その部分について時間外手当の支出が発生している状況でございます。実際に時間外の支給、５級の職員も含めて時間外手当の支給については、令和７年につきましてはご存じのとおり災害等も含め、これまでの状況よりはちょっと支出の増大はしている状況もありまして、この部分につきまして補正をさせていただいている状況でございます。

それから、財源の内訳の諸費というところにつきましては、介護予防支援事業所運営経費に

充当していた諸収入の部分の150万円の増というところが財源の内訳となっております。
○議長（小西秀延君）　１番、水口光盛議員。
○１番（水口光盛君）　私は別に時間外が駄目だとか、時間が多いとかという話をしているのではなくて、適正な時間外は計上して職員の皆さんが頑張ってもらえればいいと思っているのです。ただ、この時間外、1,100万円、機構改革があり、災害があり、そして今回これだけ増えるという中で、まずどういう管理をしているのかなというのがすごく疑問なのです。というのは、どういう管理をしていますかということがまず１つの質問と、それと、３回しか言えませんので、例えば教育委員会なんかを見ると、教育のホームページを見ると働き方改革で道の職員でしょうか、１か月45時間、１年間360時間を目標に令和４年度からホームページで公表しているのです。先生方はこれだけ時間外削減とは言いません。適正にやっていくという、アクションプランで。今後町の職員もやはりそういうのが私は必要かなと思っているのですが、そのような考えがあるかどうか伺います。
○議長（小西秀延君）　鈴木総務財政部長。
○総務財政部長（鈴木徳子君）　時間外勤務の管理の手法というか、具体的にどうしているかというご質問かと思いますが、こちらにつきましては今時間外の勤務を入力するシステムというものがありまして、そちらのほうで管理はさせていただいている状況ではあります。
　あと、それに加えて総務課のほうでも時間外に関する勤務の確認というものは行わせていただいている状況であります。役場のほかの部署、庁舎外の例えばいきいき４・６ですとか、教育委員会も含めてなのですが、そういう部分につきましても在庁時間と勤務時間と、ここが非常に今曖昧になっているところがありまして、ここの部分につきましてはシステムの中で今確認できるのは、あくまでも在庁時間の部分が非常に大きな部分かなと思いますので、ここは今後の改善は必要かなというところで総務課としても思っていて、どういうような手法がいいかということ。
　それから、水口議員がおっしゃるとおり役場の職員の働き方改革という、この考え方については進めていかねばならないというところは認識しておりますし、そちらのほうについても今後対策は講じていかなければいけないと捉えております。
○議長（小西秀延君）　１番、水口光盛議員。
○１番（水口光盛君）　先ほども言いましたけれども、時間外が悪いとか、多いとかというのではなくて、逆に適正にきちんと管理されているのかなと。つけるべき時間外をつけないで、先ほど言った在庁時間、それが仕事時間ではないから残っている雑務という言い方でやられている職員もいるでしょうけれども、あまりにも、それは上司が命令をして、そして決裁を受けて残業をやっていると思うので、そこはやっている人間にはきちんとつけるということをしなければ、これ1,100万円ですけれども、まだまだ職員、やっている人が私はいるのではないかなってよく思うのです。自分もそうだったかもしれませんけれども、今は時代が違います。部長は言わなかったですけれども、先ほど言った教育委員会なんて令和４年からもう公表して、これだけやっていきますということを言っているわけですから、役場の職員だってできないわけではないわけです。どういうふうに公表しろとは言いませんけれども、やっぱりこういうもの

を公表しながら役場もやっていますということにしなければ、例えば新しい人もちょっと不安になってしまうのかなという気がしますので、ぜひ教育委員会のやっていることを見習って公表するという考えを持っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小西秀延君）　鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　教育委員会の公表している部分について、学校の先生の部分かなと思います。我々も同じ公務員でありますので、町民の皆様や議員の皆様に公表する前にまず内部の公表が必要かなとは思っておりまして、やはりそこのばらつき、それから先ほど言った在庁時間、本来支払うべき人に支払われていないのではないかという疑問等もあるかと思いますが、こちらのほうにつきましては、その部分については課長や部長がもちろん命令した上で時間外勤務というのは、これは当たり前の話でございますが、こちらの部分についても徹底していきたいという考えでございます。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　二、三ありますけれども、まず76ページの給与費、今水口議員が要因について質問して答弁をいただきましたけれども、私としてはこの要因の一つに……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○９番（前田博之君）　それで、機構改革に伴う職員の働き方というかな、あるいは役職がいろいろ変わりましたけれども、そういうことで職員もかなり組織の中での動きが手間取っていて、それが効率に結びついているかどうかということの是非論は別として、そこが大きいと思います。ただ、今回1,100万円の補正ですけれども、この当初予算で見ると時間外手当は6,587万1,000円あるのです。それで今回1,100万円。またこの間、これまでの間に補正しているかどうか分かりませんけれども、実際にこれまでに、では総額で時間外手当は幾らになっているのか。そういう額を見ると、やはり今水口議員も質問しましたけれども、かなり過重労働になっているのかなと。そういう意味からいけば、職員の心身の疲労が非常に心配なのです。ですから、その辺の考えと、この時間外手当がどれぐらい膨らんでいるのか。主幹の人が役職手当が当たらなくなっていましたから、その人方も多分時間外しなければかなり仕事量があると思うのだけれども、そこら辺の額と今言ったように職員の心身、疲労が心配されるのだけれども、その辺は関連づける話はないけれども、どう捉えているのか、そのことをまず聞きます。

それで、議長、今日補正予算を見たのだけれども、職員に係る処遇の関係についてちょっと質問するところあったので、関連で質問していいですか。

○議長（小西秀延君）　後で全体のところもありますが。

○９番（前田博之君）　はい、分かりました。

それでは、76ページです。諸支出金、これ歳出にも関わってきますけれども、財政調整基金や特別基金に財源調整して積み立てられていると思います。その中で、今回の補正で１億9,405万3,000円積立てして、見ていれば分かりますけれども、総額が７億6,821万7,000円になっているのです。そこで、当初予算比で幾ら増額になっているのか。そして、主な増えた要因についてお聞きします。

○議長（小西秀延君）　鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　まず、給与費の部分で時間外手当の総額については、今私のところで金額の総額は持ち合わせておりませんので、総額のところについては今お答えできないので、後ほどお時間をいただければと思っておりますが、時間外勤務に関しましては、今回、今の現状につきましては、令和６年度を対比しますと1,000時間ぐらい今の中でいきますと増えている状況があるかなとは思います。

それと、７月の機構改革の要因にないのかというご質問のところでございますが、もちろん機構改革の部分は影響は全くないと我々も思ってはおりませんが、まず今職員の年齢構成、経験年数の逆転現象が起きている中において経験年数のある職員、一定程度そこに非常な負担がかかっているというところは総務課として見ているところであります。それがもちろん経験年数がある程度あるとなりますと、年齢が40代、50代の主査、主幹職というところになりまして、こちらはやはり時間外単価につきましてももちろん給料に比例してということがございますので、時間外単価もおのずと上がっているということがございます。それだけではなくて、ご指摘のとおりやはり体調面については非常に懸念があるのはそのとおりでございまして、今年につきましてもストレスチェックというものが義務化になっておりますので、そちらのほうで確認をさせていただいておりますが、ストレスチェックがかなり高ストレスと出ているのは、年齢層でいきますとやはり40代、50代、それから管理職層、ここに非常に高く出ているという状況もありますので、ここは改善が必要だというところで考えております。

それから、財政調整基金積立金、諸支出金のところのご質問に関しましては、ちょっとお時間をいただいてお答えさせていただければと思います。

○議長（小西秀延君）　答弁が後ほどということもございますので、ここで一旦暫時休憩といたします。

休憩　午前１１時５４分

再開　午後　０時５９分

○議長（小西秀延君）　それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　答弁に時間を要してしまいまして、申し訳ありません。

時間外の金額についてご答弁させていただければと思います。時間外手当につきましては、令和７年の12月の実績までででお答えできればと思いますが、こちらの総時間外時間数は２万8,253時間に対しまして、総支出額につきましては7,283万7,531円となっております。こちらは、当初予算の6,587万1,000円に12月に人事院勧告に伴う増額分と合わせて1,074万2,000円を増額させていただいて、現在の予算現額といたしましては7,661万3,000円で今回1,100万円の時間外の補正を提案させていただいているものでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務財政部長（鈴木徳子君）　今のは入っていないです。1,100万円は入る前の状況でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務財政部長（鈴木徳子君）　それから、諸支出金の財政調整基金の当初と比べてどれぐらい増額しているかのご質問でありましたが、当初と比べると3,300万円ぐらい財政調整基金としてはプラスになっている状況でございまして、こちらは入り繰りがいろいろございますが、決算剰余金が９月に１億8,100万円を積立てされた中で、取崩しといたしまして今回病院へ支出する１億円と、それから当初水道のほうにも支出している8,000万円、これにつきまして１億8,000万円を取り崩しているというところで財政調整基金の入り繰りもありますが、今現在としては3,300万円のプラスとなっております。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　補正予算ですので、多少は数字的なことを議論していいと思うけれども、ではまずは時間外についてあまりこだわらないのだけれども、7,600万円に今度の1,100万円を足すと8,800万円ですから、当初からすると2,300万円ぐらい増えているということになりますよね。これは先ほど年齢の逆転現象とか、一部の職員に負担がかかっているとか話しましたけれども、それだけでなくて、こういう言い方がどうか分からない、機構改革によって、言葉を気をつけてしゃべらなければ駄目なのだけれども、分かりやすく言うと頭でっかちで若い人方に負担がいっているのではないかと私は思うのです。やっぱり若い人がもう少し効率的に合理的に仕事ができ、町長からのいろんな指示、あるいは課題で整理されたものが来ないというのかな、今。スムーズにきちんと下りて、そこで手間を取らないで効率的に職員が一歩先を読んで仕事ができるような体制をつくらないと、部長がいて、課長がいて何だかんだっていったらかなり時間がかかると思うのですけれども、もう少し、こんな小さな、職員は300人もいないと思うけれども、組織をでかくしないで効率的な組織にすることも、７月に改正しているのだけれども、それの反省を踏まえて、町長が反省しているかどうか分かりませんけれども、そういうことを踏まえて、若い人がもう少し効率的に仕事ができるような組織があってしかるべきではないかと、こう私は思います。一般質問ではないからあまり議論しませんけれども、その辺についてもうちょっと、町長は前回に部長制は間違っていないって、こう言い切っているけれども、私は否定はしませんけれども、もう少し職員、あるいはモチベーション、組織の雰囲気、風土に寄り添っていい組織をつくってあげたらどうかなと、こう思います。

それと、諸支出金ですけれども、私が言っているのは、これは大事な話なのだけれども、当初予算比で幾ら増額になっていますかということです。３月末のこの額で。3,000万円ではないですよね。当初予算比で今回の予算が総額で７億6,821万7,000円になっているのです。当初予算からどれだけ増えていますかということです。この諸支出金、いろんな繰入れがいっているのです。その元本になるから、当初予算から見て今回補正を上げた総額に対してどれだけ増えていますかという言い方ですから、この金額ではないと思います。

○議長（小西秀延君）　大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　それでは、まず私のほうから時間外の関係についてご答弁させていただきます。

今回1,100万円の補正予算を加えて、当初から比べて約2,300万円の時間外の増ということになってございます。これにつきましては様々な理由がございますが、まずは一つとしてはいわ

ゆる災害等もございまして、業務量がやはり増加しているということで、超過勤務を行わないと業務をこなせないというようなことでの増と。

それから、７月の機構改革によりまして、これまでの主幹職が時間外手当を支給できる対象になったということで、その部分が増加しているという捉えでございます。それで、ご指摘のありました機構改革が要因しているのではないかということについては、実際今回の機構改革では管理職を減らしております。ということで、逆に時間外手当を支出できる対象というのが増えておりますので、その部分で時間外手当も増加していると考えてございます。ですから、決して頭でっかちというようなことではないと我々も捉えております。

ただ、ご指摘のありました若い人が今回の機構改革によっていろいろ支障が出ているのではないかということについては、我々としても効率よく仕事ができるような体制、組織づくりというものはしっかりとしていかなければならないと思いますし、もう一つはこの時間外についても、やはり働き方改革については超過勤務というのは減らしていかなければならないと考えておりますので、今の業務量、それから仕事の内容、この辺も今後見直していきながらその超過勤務の抑制に努めてまいりたいとは考えてございます。

○議長（小西秀延君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時０７分

再開　午後　１時１２分

○議長（小西秀延君）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　度々お時間をいただいて、すみません。

基金に関しての当初予算につきましては9,690万3,000円でございまして、現在のところの総額としては諸支出金は７億6,821万7,000円で、大きく増えた要因といたしましては、まずふるさと納税の積み増し分ですとか、企業版のふるさと納税、寄附をいただいた分と、それから交付税の算定もありまして、その部分について増えた内訳としては以上のような確認をしております。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　先ほど時間外勤務の話ししていますけれども、副町長、災害って言っていますけれども、災害については私たちも特別な要素ですから、それを含んで質問していませんので、その辺だけは理解しておいてください。通常の中で負担がかかっていないのですかという言い方で、職員がある程度時間を抑えて自分の時間を持てる。そして、家庭や趣味に関してすることがまた仕事にもいい意味で跳ね返りますので、やっぱり職員のそういう豊かな生活をぜひ確保してあげたいな、こう思って質問しています。

それで、今諸支出金です。そうです、６億1,312万円。当初は、１億円を切った予算なのです。途中で入ってきて、これだけ財源が繰入金等々に預金をしたよということですね。

○議長（小西秀延君）　鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　それだけの財源を貯金したというよりは、やりくりしながら

という状況が、出入りはいろいろありますので、その状況ではありますが、当初の予算よりは６億7,000万円が積み増しになっている状況でございます。

○議長（小西秀延君）　ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

次に、歳入に入ります。５ページから７ページまでの第２表、繰越明許費補正から第４表、地方債補正について質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

次に、８ページから25ページまでの歳入全般について質疑があります方はどうぞ。

９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　先ほど歳出で諸支出金で質問して、こっちの答弁で寄附金云々って入っていると言いましたけれども、若干そうかなと思いながら違うのではないかなと思うので、何点か確認をさせてもらいます。

ということは、なぜ私はこれ聞いているかというと、最後には理事者にも求めますけれども、今の財政状況がこの令和７年度末でどれだけのことかということをお聞きしたいから、その過程で聞いていますので、面倒なことを聞いているなと思われるかも分かりませんけれども、前も言った、最近なかなか財政の一般質問とかを深く議論する場ってないのです。だから、どうかなということでお聞きしますので、３つほど質問します。丁寧に答えてください。

一つ、これ同じことを聞きます。寄附金もそうです。これまでも補正予算をしてきていますけれども、年度末ですので、今も話ししましたけれども、総括的なことで伺っていきたいと思うのですけれども、当初予算のこの寄附金は計上額が４億8,961万7,000円なのです。だけれども、今回の14号補正で皆さんも数字を見たら分かると思うけれども、13億7,209万円になっているのです。８億1,700万円のオーバーとなっています。内容的には多分私も多少理解しますけれども、町側からきちんとした見解の答弁が欲しいのですけれども、これ主な寄附の内容と８億円に上る主な内容はどんなようなもので、この寄附金は会計上どういう処理をされているのか。処理されているというのか、寄附で持っていなくても、この寄附もまたどこかに積みますよね。そういう部分で使ってしまっているのか、あるいは現計予算で寄附は使わないでどこかにこの寄附を会計上処理していますよ、そういうことです。

○議長（小西秀延君）　鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　寄附の考え方ということでよろしいでしょうか。

指定寄附があります場合については、今回もそうですが、例えば図書購入ですとか、そういうようなものに充てる場合もありますが、企業版もそうですが、寄附をいただいた場合については一度財政調整基金のほうに繰入れさせていただいて、そちらのほうで積ませていただいております。そして、その使途等を含めて寄附の目的等が定まりましたら、そのものに合わせて財政調整基金のほうから繰り出しするという流れで寄附の取扱いはさせていただいております。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。
○９番（前田博之君）　では、２問目だから聞きます。
今のことも踏まえて、それでは繰入金です。今繰入金の話もありましたけれども、繰入金について同じようなことを聞きますけれども、財政基金には12ぐらいの目があるのですけれども、当初予算で５億6,000万何がしを補正して、今回補正の総額で10億7,222万円、４億4,600万円になっているのです。この財政調整基金の当初は8,000万円しか見ていないのです。財政調整基金や特別基金から、その他の基金から。だけれども、この過程で病院に１億円も出しているのですけれども、それでも財政調整基金を見たら１億8,000万円で１億円を超えているのです。ということは、当初で４億4,500万円を取り崩していますけれども、先ほど言った、前回、その前にもいろいろ質問してかなりの金額を積んでいるのですけれども、だけれども４億4,500万円が現実的には取り崩しているのです、繰入金を。これに対しては、その財政に与える影響というのかな、どういうようなやりくりでこうなっているのか。当初予算の見込みが薄いのかどうか、8,000万円が10億円になってしまっているのです。当初比で途中になっていますけれども、今言った額を取り崩しているのですけれども、どういうことかということ。
それと、20ページの繰越金です。これもその都度補正予算の財源に使って留保財源がありますよと、その額が４億円になっているのです。多分これ令和５年度の分も入っているから４億円ぐらいになるのか、今繰越金の残高は３億9,688万円かな、使っていて。繰越金がここ数年４億円前後になっているのですけれども、これがもう年度途中の補正財源みたいな扱いみたくなっているのですけれども、これだけ繰出金を出て補正予算に使っているということは、詳しく言いませんけれども、当初予算をつくっていますけれども、その辺の予算との執行との整合性ってどうなってくるのでしょうか。全員協議会が終わったし、もう一回質問しているのですけれども、どうも当初予算を厳しくつくっていながら結果的に４億円が余ってくる。そして、次の年がそうなのです。その４億円が年度間の補正予算に使われているのですよ、補正予算の財源に。どうなのでしょう、こういう財政運営というのは。そういうことです。
○議長（小西秀延君）　大黒副町長。
○副町長（大黒克已君）　財政調整基金、それから繰越金のお話でございますけれども、まず財政調整基金は年度内の様々な事業に対しまして、やはり予期せぬ歳入がある程度想定されたとしても、それは例えば国庫支出金ですとか臨時の交付金等を想定されたとしても、それがまだ国のほうからしっかりと示されていないというようなところでの財源を確保する上での財源を調整するための基金というような捉え方をしておりますので、今回令和７年度におきましては例えば災害が多く発生した中で、その災害復旧費に充てるために国の査定を受けて補助災害復旧負担金を取ると。だけれども、それはまだ査定が終わっていないけれども、すぐ手をつけなければならないので、取りあえずその財源につきましては財政調整基金を取り崩して充てるというようなことが今回の補正予算は多々ありますので、その分について当初8,000万円の取崩しのみだったのが取崩しが増えたというような要因かなと考えてございます。
また、繰越金につきましては当初予算は2,500万円でございますが、これにつきましてもやはり今後の発生する補正予算もにらみながら、この財源はしっかりと活用させていただきたいと

考えておりますので、それをうまく補正財源として活用しながら、現在留保額は4,300万円ほどでございますけれども、繰越金を上手に活用させていただきながら補正予算を組んでいるというような状況でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時２３分

再開　午後　１時２６分

○議長（小西秀延君）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　度々で申し訳ございません。

令和７年度の当初についての繰越金は2,500万円から始まってはいるのですけれども、令和７年度中に様々事業を執行していく中においては、その事業に予算をいただく状況が増えることによりまして、ここの繰越金の部分についての額が増額していくというような状況がありますので、留保財源という意味合いはあるかもしれませんが、それを先に当初の予算の中でそこを見込んで予算組みをしていくというような考えにはなかなかできない状況だと捉えております。

○議長（小西秀延君）　前田議員、すみません。今回は補正予算なので、予算、決算審査特別委員会全員でやる、本会議ではなかなかちょっとどうかなという点もありますので、考慮をいただいた上でご発言をお願いします。

９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　議長のおっしゃるとおりです。それで、結論を導くために今の状況を聞いているのです。本当は全体が分かった中で、議長が言うとおりです。だけれども、今の状況の中でこの後多分補正予算、緊急ではないと出ないと思いますので聞いているのですけれども、私は繰越金の話は４億円が、今大黒副町長は使ってね、大したいいような言い方をしているけれども、私が言っているのはきちんと議会が、これからもそうですけれども、予算を議決しているのですよね、審議して。それが４億円も余るということは、予算執行どうなのですかって言っているのです。それは、町側はそういう言い方をしません。そういう予算をつくっているとは言わないけれども、皆さん分かっているの、せいぜい２億円前後ですよ、毎年出てくるのは。それは、この３年ぐらいはみんな４億円だよ。４年かな、大塩町長になってからかな。４億円ぐらいにどんどん、どんどんきているのです。逆に予算をそんなに一生懸命つくって町民にサービスする、町の生産性を上げる、事業者が少しでも仕事が増える、そういう予算をやっているのに４億円も不用額を出すのはどうかということを言っているのですよ、本当に言いたいのは。

これから新年度予算等審査特別委員会があるから、そういうことを踏まえても審査してほしいのだけれども、そこで申し訳ないです。それで、何を言いたいかっていったら、結果的に諸支出金で６億7,100万円、端数別に、これが増額。それと、寄附金も８億1,700万円。これを合

わせると14億9,000万円なのです。これでお金がどんと入っているのですよ、当初予算から見たらいろいろなお金が。一方では、基金取崩しが４億4,500万円なのです。そうすると、基金を差し引くと実際には10億4,000万円の収入になっているのですよ、これ。そうですよね。私はここが言いたかったのです。これは皆様も十分理解して新年度予算も審議してほしいのだけれども、そういうのは、なぜこれを私が言いたいかというと、そしてこれで済まないです。例年なら今後も歳入の補正か専決で収入はどっと増えてくるのです。これ議論されないのです。そして、不用額がまた相当額見込まれると思います。そうすると、今私がぐだぐだ言ったのだけれども、どこまで耳に入っているか分かりませんけれども、この議論を踏まえて考えると、町の財政は大幅に、大幅というかな、すばらしく好転して財政、あるいは財源は潤沢になっているのですねということを聞きたかったのです。そういうことです。

○議長（小西秀延君）　大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　ただいまの質問でございますけれども、いろいろ今年度も災害が多々発生して、補正予算も多額の補正予算を組ませていただきました。その中では、やはりこの財政調整基金であったり、あるいは繰越金があることによって財源として活用できたというところもございます。今前田議員がおっしゃられたことも重々承知しておりまして、そのぐらい余裕があるので、あるいは当初予算で可決したにもかかわらず財源の不用額が出て、それが繰越金になっているのではないかというところでございまして、それは正直そのとおりでございます。しかし、それがイコール現在その財源が余裕があって、今後どんな事業もできるということではなくて、やはり財政調整基金におきましても10億円を下回らない形で積立てしなければならないですとか、あるいは今非常に欠かせない財源としてふるさと納税の基金もございます。このような中にあっては、やはりその辺のバランスをしっかり取った上で次年度以降の事業費に充てるためにも基金に積立てするということも必要なことかと思ってございます。その年度で多少不用額の多寡はございますけれども、ある程度一定の補正予算を組めるよう……失礼しました。次年度財源の補正予算財源に充てれるような対応を含めた上でその辺の不用額の出し方については今後も精査をしていきたいと考えてございます

○議長（小西秀延君）　ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

歳入及び歳出全般について質疑漏れがありましたら、どうぞ。

６番、前田弘幹議員。

○６番（前田弘幹君）　６番、前田です。まず、43ページ、ウポポイ町民利用促進事業についてですけれども、約260万円ぐらい返しているということですけれども、これ昨年と比べて利用者、利用率等々がどうなっているのか分かれば教えていただきたいと思うのと、あと47ページ、産婦健診・産後ケア事業の99万円のことですけれども、昨年に比べて利用者負担がちょっと増えていたことに起因してというか、その影響で利用者が少なくて返還になったのか、この理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　まずは、ウポポイの年間パスポートの関係のご質問でございます。

昨年と比較してどうかといったようなご質問でございましたが、昨年が年間パスポートを取得された方が3,059人で、本年度が2,582人ということで前年比で477名が減っていると。対象者数との割合、引換率というところでございますが、引換率でいくと令和６年度が21％で令和７年度が18.1％ということで約３％ぐらい落ちているというような状況でございます。

○議長（小西秀延君）　齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君）　産婦健診・産後ケア事業についてでございますけれども、これは実績見込みによる不用額の整理ということで、当初予算がアウトリーチ型が30件に対して実績見込みが６件と、デイサービス型が当初予算が24件に対して実績見込みが17件という捉えで減額をさせていただいております。

議員のご指摘の自己負担の金額が変わったよということで、そこの影響はあるのかということでございますけれども、当然そういったところは我々としてはあると捉えておりますが、ただ人数的に出生数というか、数がちょっと減少しているという状況もございますので、そういったところの捉えからすると、もちろんその一因もあるかもしれませんが、出生数の減少のほうがやはり要因としてはあるのかなと我々は捉えております。

○議長（小西秀延君）　６番、前田弘幹議員。

○６番（前田弘幹君）　６番、前田です。産婦健診のほうは分かりました。

ウポポイ町民利用促進事業なのですけれども、これ当初皆さんにはがきを配付して年間パスポートを取ってくださいというようなこと以外、特段これといって町民が年間パスポートを取るためのＰＲというのをやっていないようには思うのですけれども、今これから西側の拡幅だとか、国道のとかという状況の中でウポポイに来るための整備というわけではないですけれども、これを絡めて国もウポポイを何とかというようなイメージだとは思うのですけれども、町民の利用率というか、言い方は変ですけれども、利用しなくても皆さんがやっぱり年間パスポートを取って盛り上げていこうということがないと、今後もなかなか国と白老町との間の関係がぎくしゃくするのではないかなと思うのですけれども、この進め方というか、町民に対してのＰＲの仕方というのを約260万円の中でできなかったのかというのを何か検証しているのかだけ聞いて終わりたいと思います。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　この年間パスポートの関係につきましては、以前からも一般質問で西田議員からもしっかりやりなさいということでご質問をいただきましたが、まず広報でで は７月、11月、１月ということで３回広報のほうに載せさせていただいているのと、町内会経由で班回覧というのを７月、９月の２回やらせていただいているのと、あとは町の公式ラインのほうでの配信を合計４回ほどさせていただいているといったところと、昨年の予算委員会だったかなと思うのですが、西田議員からも町民の方が駐車場が無料というのは知らないのだよということで、そこをしっかりアピールするようにとも言われておりますので、そこら辺も含めてしっかりとＰＲはさせていただいたかなとは思っております。当然国としてもまずは

地元の白老町の町民の方に来ていただくというのが入場者を増やすための一番の策かなとは国も考えていますので、我々も一緒にどのようなことができるかというのは年間パスポート以外にもいろいろあると思うので、そういったことについては今後も検討していきたいと思っております。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　先ほど関連質問で議長のほうでご配慮いただきまして、ありがとうございます。それで、質問させていただきます。

職員の不祥事という関係かな、ということは昨年かな、令和７年の９月の議会で白老町事務執行適正化に関する第三者委員会を設置しました。そのことで副町長はおおむね年度内をめどに最終的に結論を出すと、こう言っています。もう年度末になりますし、今回この議案の中で報告でもあるのかなと思ったら一切触れていません。そして、議会資料を見ると本町で発生した、または発生が疑われる不適正な事務処理案に対し、事実関係の調査及び原因究明及び再発防止策の検討を図ることを目的に前段で私が言ったことをやったと。これ私も聞くのですけれども、もう半年か、一応なるのですけれども、この職員のモチベーションとか、組織の風土とか雰囲気、非常に職員方が心に籠もっているのです。こういうことというのは、スピーディーに早く処理するのが一番いいと思うのですけれども、ここまできても議会に対してうんもすんもないのだけれども、どういう状況で理事者は物に当たっているのかなと思うのです。これは、私は議員、ここの席でほえてばかりではなくて、はっきり言うけれども、多くの職員からも耳にしています。何やっているのよって、早くやってみんな終わらせて、また同じくデスクを並べ仕事に励みたいよなって言っているのだけれども､何でこれずるずるこんなに待つのですか、副町長。もう少し早くやって、もうあと２週間で終わってしまうのです。年度末って言ったけれども、どうなっているのですか。この進捗状況とてんまつはどうなのですか。

○議長（小西秀延君）　大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　ただいまのご質問ですけれども、決して手を抜いているとか、協議を遅らせているということではなくて、実際審議については順調に行ってございます。ここまで時間がかかっているというようなことの理由を１つ挙げるとすれば、現在白老町事務執行適正化に関する第三者委員会の委員３名を委嘱して調査を行っていただいておりますが、皆さんお忙しい方々ばかりなので、日程調整に時間を要し、お三方が集まる日がなかなか限られているというような状況の中で、非常に厳しいスケジュールの中で鋭意調査をしていただいておりますので、これにつきましては全く先が見えないということではなくて、現在順調に調査を進めておりますので、年度内と申しましたが、発表については多少ずれ込む可能性はあるかなとは今段階では思っておりますけれども、これは最終的に議員の皆様にもご報告を申し上げるものでございます。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　今副町長は強気で答弁しましたけれども、白老町事務執行適正化に関する第三者委員会は時間、忙しい云々ではなくて、最終的には理事者の最終責任ですよね。それをもって判断することです。それに、９月に議論したときはそういうことを分かっていて白

老町事務執行適正化に関する第三者委員会をつくっているのです。やっぱり一日でも早く、それが組織を運営する者の立場の責務だと私は思います。今そういう何かやっているけれども、延びたら足りない答弁をしているけれども、もっと周りにいる職員、組織として、運営者で、心ある、スピーディー感を持って、そして誰でも納得するように、傷つかないようにそれをやるのが理事者の仕事じゃない。何だか今だったらやってる当たり前なこと言うなって言い方だけれども、それはそれでいいです。それに対して文句を言いません。ただ、私たちとすれば、職員に寄り添い、そういう問題に対してはスピーディーに速やかにすとんと落として、平常っておかしいかな、普通の組織の中でありようが本来でないですか。理事者の心がそういうものかなと私は理解しました。

○議長（小西秀延君）　大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　今議員のほうからおっしゃられたこともごもっともなお話だと認識してございます。我々はこの件につきましては責任を持って調査を進め、その上で最終的な判断をして皆様にご説明するというような、もちろんそういうような考えの下に今現在進めております。ただ、最終判断を町側で行う前段として順調に進めておりますが、最終的な白老町事務執行適正化に関する第三者委員会の報告書がまだできておりませんので、その辺につきまして今報告が出次第スピーディーに対応させていただきたいと考えてございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（小西秀延君）　ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第１号　令和７年度白老町一般会計補正予算（第14号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号　令和７年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（小西秀延君）　日程第８、議案第２号　令和７年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　それでは、議２―１をお開きください。議案第２号　令和７年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）。

令和７年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,202万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,447万8,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がありますか方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第２号　令和７年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号　令和７年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（小西秀延君）　日程第９、議案第３号　令和７年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　続きまして、議３―１をお開きください。議案第３号　令和７年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）。

令和７年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところ

による。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億1,748万9,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第３号　令和７年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号　令和７年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

○議長（小西秀延君）　日程第10、議案第４号　令和７年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君）　議４―１でございます。議案第４号　令和７年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）。

令和７年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,341万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,090万9,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がありま す方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第４号　令和７年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号　令和７年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）

○議長（小西秀延君）　日程第11、議案第５号　令和７年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間病院事務長。

○病院事務長（本間　力君）　議５―１をお開きください。議案第５号　令和７年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）。

第１条　令和７年度白老町国民健康保険病院事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和７年度白老町国民健康保険病院事業会計予算第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。なお、営業運転資金に充てるため、企業債１億8,400万円を借り入れる。

収入、第１款病院事業収益、既決予定額12億7,202万6,000円、補正予定額マイナス6,532万6,000円、計12億670万円。

第２項医業外収益、既決予定額４億4,714万円、補正予定額マイナス6,532万6,000円、計３億8,181万4,000円。

支出、第１款病院事業費用、既決予定額14億9,223万3,000円、補正予定額マイナス35万円、

計14億9,188万3,000円。

第１項医業費用、既決予定額14億7,016万4,000円、補正予定額マイナス35万円、計14億6,981万4,000円。

第３条　予算第４条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,727万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,567万6,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2,727万6,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2,567万6,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款資本的収入、既決予定額４億5,039万3,000円、補正予定額160万円、計４億5,199万3,000円。

第５項補助金、既決予定額ゼロ円、補正予定額160万円、計160万円。

議５―２をお開きください。第４条、予算第５条に定めた継続費の総額及び年割額のうち、令和７年度の年割額「３億2,482万円」を「３億1,878万円」に、令和８年度の年割額「２億1,183万8,000円」を「２億1,787万8,000円」に改める。

第５条、予算第６条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額のうち、統合系医療情報システム保守業務の限度額「7,200万円」を「5,113万7,000円」に改める。

第６条、予算第７条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法のうち、経営改善推進事業の限度額「１億7,976万6,000円」を「１億8,400万円」に改める。

第７条、予算第11条中「１億2,935万8,000円」を「２億2,935万8,000円」に改める。

第８条、予算第12条中「5,066万7,000円」を「6,381万7,000円」に改める。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　質問ないようですので、せっかく年度末の収支どうかなということでちょっとだけお聞きしておきます。

まず、今回の２号補正予算で資金不足として一般会計から１億円を投入しますけれども、この予算書だけ見たら総額って見えてこないのです。そこで、３条予算での１億円を今回合わせて繰入金の総額は幾らになるのかということであります。

それともう一つ、議５―５の収益的収入もどうもよく分からないのだけれども、多少事業会計を理解しているのかなと思うのだけれども、分からないのですけれども、この２ページの経営改善推進事業債は１億7,976万6,000円減額していますよね。だけれども、予算の頭のページでこれを１億8,400万円に改めると、こうなっていますよね。そうすると、補正予算で１億7,976万6,000円を減しているのだけれども、その差額になるのか、あるいは丸々１億8,400万円になるのか分からない。これはどこかの収入にならないと見えてこないのだけれども、これどういう処理になっているのかなということです。

それともう一つ、直接関係ないのだけれども、先ほど一般会計で繰出金の中で町長に質問し

て、令和６年のときの繰入金の総額が７億6,660万円あるよって言ったら、町長は建設費も入っているって言っていますけれども、私が調べると多分入っていないはずなのです。これだけきちんと整理しておかないと、またちょっとそごが生じますので、その辺だけは答弁、今確認だけして後で教えてください。

○議長（小西秀延君）　本間病院事務長。

○病院事務長（本間　力君）　３条予算の令和７年度の繰入金の総額ですけれども、まず基準内と基準外で申し上げますと……

○９番（前田博之君）　まとまってでいい。

○病院事務長（本間　力君）　まとまってでよろしいですか。でも、まとまって言いますと基準内も基準内分とやっぱり言わせていただきたいと思いますので。

総額で３億5,165万8,000円となります。そのうち基準内は３億1,052万3,000円。それで、基準外として当初予算を見込んだ部分につきましては4,113万5,000円がございます。この4,113万5,000円につきましては、新病院の移転費用、引っ越し代等々の部分で当初予算ですと基準外分は設けないところですが、こういった事情でございますので、当初予算で新病院の部分の移転費用として見込ませていただきました。

続きまして、今回の病院事業債、経営改善推進事業の分でございます。今回補正の内容で申し上げますと２点の補正内容となっておりまして、まず当初予算で１億7,976万6,000円の部分でございますけれども、こちらにつきましてはもともと、病院事業債の性質から申し上げますと営業収益でのみなしとしてはならないという。これは当初の考え方として調べたところ、この医業収益、医業外収益、病院経常収益の中に含まないという性質がございまして、いわゆる一時借入金、他会計からの流用、充当というような意味合いで営業収益としてはみなさないということが確認した中で改めて今回医業外収益から除いたというところでございます。したがいまして、今回補正予算の中で減額を取らせていただきました。

それで、この病院事業債の内容でございますが、改めてですけれども、令和７年度から令和９年度までの間、経営改善事業計画を策定し、収支改善に取り組む、公立病院に資金繰りの支援ということで経営改善を促進するために新たにこの事業債が定められたというところであります。あくまで資金不足が生じる年度、これ令和７年度から令和９年度という３か年の中での資金不足が発生する部分を経営改善が見込まれる部分として改めて出すということになっております。したがいまして、額が１億7,900万円という当初の部分でございますけれども、これは公債費の償還と同じように30回、15年以内です。年２回というような支払い方法になってございますけれども、最初に言ったとおり複数年にまたがる起債ではあるのですが、何か備品を購入して起債を借りるという、その営業収益というみなしではなく、あくまで資金繰り、資金不足の中で借り入れるということですので、今回３条予算から外したという経緯でございます。予算上では出てきませんが、今回改めて第２条のなお書きで付したように１億8,400万円という額、すみません、こちらについては額が最終的に計画上の今後の５か年で改善が見込まれる部分の中で１億7,900万円から１億8,400万円に上がったということでその部分を補正させていただいたということで、今回の補正内容としては２つございます。了解いただけたでしょうか。

もう一つあります。令和６年度の内訳でございます。先ほど町長のほうから答弁があったのですけれども、７億6,210万6,000円が３条予算の部分でございます。それで、２億7,929万円というのが基準内でございまして、基準外の部分については令和５年度の適時調査の指摘を受けた返還分が１億2,585万6,000円、それ以外の資金不足として今回３億5,696万円という額になってございます。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　それで、一つ、今繰出金、病院側からのサイドで物を言ったのだけれども、一般会計のほうから言うと会計予算の当初の繰出金総額があるのですけれども、一般会計の予算を見れば３億7,355万1,000円なのです。それに今追加繰り出しが１億円だから、一般会計としては４億7,355万1,000円のはずなのです。ちょっと差は違いますけれども、病院の受ける部分の１つずつやっていくと本当分からなくなるのだけれども、一つの塊で見るとこういう数字だと思います。

それと、病院事業債、そうしたら一時借入れするでしょう、というような要素だよね。一般会計はまた一時借入れという項目というか、表紙が出てくるのですよね。そうしたら、病院の場合はここで言えば第６条だけれども、第６条の、当初予算が何条になるか分からんけれども、この書き方で終わりということ。ということは、これは今度は償還金が出てくるよね、借入れの償還金。一部交付税なんかも見られるけれども、この償還金は病院の収益で払えるのか、またこっちから、一般会計から出すか分からぬけれども。その利息を出す、そうしたらもとの根っこがこの予算上にないのに、もしそういう、もしというか、もうこれから出る、去年書いているから出ると思うけれども、15年間で償還するのだから。その償還金は、そうしたらどこにのって、その償還金の元利を計算するもとの母体の１億8,400万円ってどこにのってくるの。ただこの第６条のこれだけあるよというだけでいいの。これ今後試算できないよ、我々。３年間だから、その後借りるかどうか分からないけれども、この３年間は逆に決算で出てくるの、この数字というのはきちんと。では、決算の中で償還金の中に病院の専門に言うと病院事業債ってなるのか、この経営改善推進事業債ってなるか、その項目、決算になってこの部分の償還ですよっていったときに何を見ればいいのですか、これ。国はそう言っているけれども、受ける側はそうならないはずなのだが。

ここで議論しても、だから宿題としてもう一回勉強してみましょう。これ大変なことですよ、これは。これ足すと去年は１億3,000万円だったかな、去年も借りているよね。今年だ。今年と来年の予算には入るよね。その額になるのですよ、そうですよね。だから、これをきちんと整理して分かるようにしておかないと、病院事務長も分かっているのだけれども、うまく答弁できないだけなのか分からんけれども、その辺もう一回、これでそれ以上議論しませんけれども、もう一回整理をして新年度予算のときでも整理したものをきちんと、もう一回私も言いますから、もう一回きちんと予算上でどう見えるかということをしないと困るなと思います。

それと、これはっきり言うと運転資金不足、町からいっているのも資金不足です。この病院事業債も資金不足、これ支援不足なのです。そうすると、資金不足というのは、これ不良債務と同じなのです。赤字になるのです。ということは、経営改善推進事業債と町の繰入金、２つ

を合わせると２億8,400万円になりますけれども、この２億8,400万円が今現在の赤字になっていると見越していいですか。当初予算で前提に入っている２億8,000万円ぐらいの、もとはこれ別にしておいて、そういう解釈でよろしいのですか。

○議長（小西秀延君）　西科病院経営監。

○病院経営監（西科　純君）　そのとおりでよろしいです。先ほどの不良債務の考え方がありましたけれども、一般会計などを埋めた場合のさらにそこで赤字が広がるようであれば自己資金が不足するということで、それを不良債務というので、今回２つの繰入れと、それから起債の新しい起債のほうを入れるということで、総額としては前田議員がおっしゃるとおり２億8,000万何がしの赤字ということが言えると思います。

○議長（小西秀延君）　本間病院事務長。

○病院事務長（本間　力君）　今回の予算組みの編成っていいますか、組み立て方の部分でいきますと、当初予算で企業債、第７条で今回の経営改善推進事業、病院事業債を当初の額で申し上げますと１億7,976万6,000円を組んでございます。参考までに、第８条で一時借入金の限度額を定めております。したがいまして、この場で申し上げられることですけれども、あくまで限度額の設定が、この当初予算で申し上げますと第７条８条で設定している中で、それぞれの性質に基づいて償還金を発生する部分については科目立てすることになりますので、予算上でやはり見えることで申し上げますと７条、８条の中できちんと限度額を定めるということがこの予算書の内訳となるかなと捉えております。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　その部分はもう一回私も勉強して、きちんと整理しておかなければいけないと思います。私とあなたの問題ではなくて、公会計の問題ですから。

それで、最後になります。それで、収支悪化により資金不足が経営健全化基準の20％を超えるという経営健全化団体とあります。その回避をするために今西科病院経営監から答弁があったようなことで処理されていると思います。

それで、やっぱり毎年繰入金は増え続けています。今年は去年よりは少ないか分からんけれども、増えると思います。さらに、この経営改善推進事業債、あと２年借りる予定ですから、借りるなどで資金調達をすると。こうすると、これで終わらないと思います。やっぱりこれまで以上に身を切るような経営改革に取り組まなければいけない。そうしなければ将来大変なことになるよと。大変な部分は省きますけれども、なると思います。

そこで、西科病院経営監も経営改善等でかなり努力されていますし、職員の意識を変えるよ、こう言っていますし、先般も第２弾までかな、広報誌を見たら経営の厳しいことも２行ぐらいですけれども、町民に訴えるようなことで書いていますから、多少は意識は芽生えていると思いますけれども、この１年の経営を通して西科病院経営監の経営上の手応えをお聞きしておきます。

○議長（小西秀延君）　西科病院経営監。

○病院経営監（西科　純君）　先ほどの身を切るような改善というか、改革が必要だというお話だったのですけれども、私が１年間ここで行ってきたのは、まずコストカットのほうにあん

まり走らないようにしてきました。それは、コストカットを中心にやると収入も落ちていくのです。なぜかというと、緊縮というのですか、縮減、それなりのことしかやらなくなるというところがありますので、病院事業会計の場合は歳入というのですか、収入を見込んでいく経営改善をまずやって、そしてその上で意識を変えて、ＫＰＩなんていう言葉を使っていますけれども、それぞれの部署で経営の目標を立てて数値を追い続けていく、手法を変えながらいろんなことをやっていくということが大切でありまして、ここのことについては今年１年でかなり浸透しておりますので、あとは医師が途中で１人体制になったということがありましたけれども、７月から恐らく11月にかけてというのはやはり右肩で上がっていきましたので、ここで12月に医師が１人退職をしましたから、ちょっと今は抑えておりますけれども、それでも今日の入院の数を見ますと27人が入院されているのです。１人の医者で常勤医、出張医の先生方が、非常勤の先生方が入院病棟を診ませんので、１人の常勤医師が27人の入院患者を診て、そして介護医療院も入所されている方は少ないですけれども、そういうのも診て、さらに外来に立つということであればかなり努力していると思います。それと、看護師たちもやはりかなり経営に対する意識というのが上がってきていますので、この部分についての手応えというのは非常に感じております。ただし、先ほどから数字のお話がありますけれども、この数字についてはできるだけ圧縮していろんな、今大変な病院、自治体病院は大変でありますけれども、このギャップを埋めていくということにやっぱりできるだけ全力を投入していくという感じだと思います。手応えっていえばまだそこまでなのですけれども、さらに職員の意識を高めて数字的にも、それから医療的にも質的にも上がっていくこと、これを目指していきたいなと思っております。

○議長（小西秀延君）　大塩町長。

○町長（大塩英男君）　一般質問ではないので、あんまり深掘りした答弁はあれなのですけれども、まず最初に先ほど私の答弁で認識違いがありましたので、おわびして訂正をさせていただきたいと思います。適時調査というような部分での繰入金、繰出金というようなことでしたので、訂正をさせていただければと思います。

前田博之議員のほうから１年間の総括というようなご質問だったものですから、私からも改めて答弁させていただきますと、先ほども言ったように今年の５月に新しい病院がスタートして、４月から西科病院経営監も来ていただいて、本当に西科病院経営監をはじめ、もう病院の職員、看護職員、医師も含めて様々な形で意識改革の中で一歩一歩ではありますけれども、着実に前に進んだのではないかなと思っております。この歩みを決して緩めることなく、やはり信頼される病院づくりであったりですとか、愛される病院づくりであったりですとか、こういうことを積み重ねていくことによってこの病院の経営改革につながっていくのではないかなと思っております。議員のほうからご指摘があったように、資金不足として令和７年度は２億8,400万円と繰り出しをさせていただくというようなご提案を申し上げておりますけれども、この金額を少しでも減らすようなことでまずは信頼づくりであったり、意識改革であったりというようなことを次年度に向けてもしっかりと取組をさせていただければと思っております。

○議長（小西秀延君）　ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第５号　令和７年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午後　２時１７分

再開　午後　２時２９分

○議長（小西秀延君）　それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（小西秀延君）　答弁の訂正がございます。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　先ほど前田議員の財政調整基金に積む関係で誤りがありましたので、一般寄附分については財政調整基金を積むこともありますが、企業版ふるさと納税につきましては、まち・ひと・しごと創生基金のほうに積みますので、訂正して修正させていただきます。申し訳ありませんでした。

◎議案第６号　令和７年度白老町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（小西秀延君）　日程第12、議案第６号　令和７年度白老町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

舛田都市整備部長。

○都市整備部長（舛田紀和君）　議６―１になります。議案第６号　令和７年度白老町下水道事業会計補正予算（第１号）。

（総則）

第１条　令和７年度白老町下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条　令和７年度白老町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第１款下水道事業費用、既決予定額10億6,318万3,000円、補正予定額3,362万2,000円、計10億9,680万5,000円。

第１項、営業費用、既決予定額９億9,107万1,000円、補正予定額3,362万2,000円、計10億2,469万3,000円。

（資本的収入）

第３条　令和７年度下水道事業会計予算第４条本文括弧書き中「不足する額２億8,155万8,000円」を「不足する額２億9,175万8,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金２億7,616万4,000円」を「当年度分損益勘定留保資金２億8,636万4,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款資本的収入、既決予定額３億8,096万円、補正予定額マイナス1,020万円、計３億7,076万円。

第３項他会計補助金、既決予定額２億5,825万6,000円、補正予定額マイナス1,020万円、計２億4,805万6,000円。

令和８年２月19日提出。白老町長。

続いて、議６―２になります。こちらは、令和７年度白老町下水道事業会計補正予算実施計画につきまして記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきまして議６―３になります。令和７年度白老町下水道事業会計補正予算説明書を御覧ください。収益的支出、１款下水道事業費用、１項営業費用、２目処理場費、委託料を3,362万2,000円増額するものでございます。

続いて、資本的収入、１款資本的収入、３項他会計補助金、１目他会計補助金、一般会計補助金1,020万円を減額するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がありますか方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第６号　令和７年度白老町下水道事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◎報告第１号　例月出納検査の結果報告について

報告第２号　財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長（小西秀延君）　日程第13、報告第１号　例月出納検査の結果報告について、報告第２号　財政的援助団体等の監査の結果報告についてを一括して議題に供します。

地方自治法第235条の２第１項の規定による例月出納検査及び地方自治法第199条第７項の規定による財政的援助団体等の監査の結果について、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は、省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　報告第１号及び報告第２号は、これをもって報告済みといたします。

◎議案第１８号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１９号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２０号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２１号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２２号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　７号　令和８年度白老町一般会計予算

議案第　８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第　９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第１０号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

議案第１１号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第１２号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算
議案第１３号　令和８年度白老町水道事業会計予算
議案第１４号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算
議案第１５号　令和８年度白老町下水道事業会計予算

○議長（小西秀延君）　日程第14、議案第18号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第７号　令和８年度白老町一般会計予算、議案第８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第11号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第12号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算、議案第13号　令和８年度白老町水道事業会計予算、議案第14号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算、議案第15号　令和８年度白老町下水道事業会計予算、以上令和８年度各会計予算９件とこれに関連する条例の一部改正５件、合わせて14議案を一括して議題に供します。

順次議案の提案を求めます。

議案第１８号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　議案第18号の提案を願います。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　議18―１をお開きください。議案第18号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

議18―３をお開きください。附則です。この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議18―４をお開きください。議案説明です。令和７年８月の人事院勧告に伴い、昨年12月会議における条例改正において、期末・勤勉手当0.05月分の引上げを行ったが、令和８年度の６

月期、12月期の支給月数を均等にするほか、有料の駐車場を使用している職員に対する通勤手当の支給について改定を行う勧告が行われ、国において法改正が実施されたことから、本町においても所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくお願いいたします。

議案第１９号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　議案第19号の提案を願います。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　議19―１をお開きください。議案第19号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

議19―２をお開きください。附則です。この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議19―３を御覧ください。令和７年４月に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、宿泊料の見直しがされたことから、本町において法改正の趣旨にのっとり、一般職及び非常勤特別職の職員等の公務出張の際の宿泊料を改正するとともに、鉄道運賃の支給要件の一部見直しを行うため、関係条例の一部を改正するものである。

よろしくお願いいたします。

議案第２０号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　議案第20号の提案を願います。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　議20―１をお開きください。議案第20号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議20―２をお開きください。議案説明です。令和７年８月の人事院勧告に伴い、昨年12月会議における条例改正において、期末・勤勉手当0.05月分の引上げを行ったが、令和８年度の６月期、12月期の支給月数を均等にするほか、令和７年４月に国家公務員等の旅費に関する法律

の一部を改正する法律の施行により、宿泊料の見直しがされたことから、本町において法改正の趣旨にのっとり、議員の公務出張についても一般職員に準じて見直しを行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくお願いいたします。

議案第２１号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　議案第21号の提案を願います。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　議21―１をお開きください。議案第21号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議21―２をお開きください。議案説明です。令和７年８月の人事院勧告に伴い、昨年12月会議における条例改正において、期末・勤勉手当0.05月分の引上げを行ったが、令和８年度の６月期、12月期の支給月数を均等にするほか、令和７年４月に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行により、宿泊料の見直しがされたことから、本町において法改正の趣旨にのっとり、特別職の常勤の職員の公務出張についても一般職員に準じて見直しを行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくお願いいたします。

議案第２２号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　議案第22号の提案を願います。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　それでは、議22―１をお開きください。議案第22号でございます。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

議22―５をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議22―６をお開きください。議案説明でございます。令和12年度に北海道における国民健康保険の水準の統一が予定されており、国民健康保険制度の財政運営の責任主体である北海道が定めた国民健康保険事業費納付金を納めるための財源を確保する必要があること、また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方税法の一部が改正され、国民健康保険税においても、子ども・子育て支援金制度が創設されることから、本条例の一部を改正するものである。

議22―７以降の新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君）　次の議案の前にお諮りいたします。

予算議案の提案についてでありますが、第１表、歳入歳出予算、第２表、債務負担行為、第３表、地方債の朗読は、議案説明会において説明されておりますので、省略させることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

議案第７号　令和８年度白老町一般会計予算

○議長（小西秀延君）　議案第７号の提案を願います。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　それでは、別冊の予算書の１ページをお開きください。議案第７号　令和８年度白老町一般会計予算。

令和８年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126億4,000万円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくお願いいたします。

議案第８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（小西秀延君）　議案第８号の提案を願います。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　別冊の特別会計予算をお開きください。議案第８号でございます。令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

令和８年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億5,600万円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、９億円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（２）各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費（報酬及び旅費は、会計年度任用職員に係るものに限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくお願いいたします。

議案第９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（小西秀延君）　議案第９号の提案を願います。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　議案第９号でございます。令和８年度白老町後期高齢者医療

事業特別会計予算。

令和８年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４億6,568万6,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくお願いいたします。

議案第１０号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

○議長（小西秀延君）　議案第10号の提案を願います。

三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　続きまして、議案第10号でございます。令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

令和８年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,830万8,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200万円と定める。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくお願いいたします。

議案第１１号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長（小西秀延君）　議案第11号の提案を願います。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君）　議案第11号です。令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算。

令和８年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億4,461万7,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（２）各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくお願いいたします。

議案第１２号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算

○議長（小西秀延君）　議案第12号の提案を願います。

本間病院事務長。

○病院事務長（本間　力君）　議案第12号です。議案第12号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算。

令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億1,785万5,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定める。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくお願いいたします。

議案第１３号　令和８年度白老町水道事業会計予算

○議長（小西秀延君）　議案第13号の提案を願います。

舛田都市整備部長。

○都市整備部長（舛田紀和君）　それでは、水道事業会計予算書の１ページをお開きください。議案第13号　令和８年度白老町水道事業会計予算。

（総則）

第１条　令和８年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）給水戸数　8,623戸。

（２）年間総給水量　202万1,104立方メートル。

（３）１日平均給水量　5,537立方メートル。

（４）主要な建設改良事業、配水施設改良事業9,994万6,000円。浄水施設整備事業１億2,702万8,000円。量水器整備事業5,840万9,000円。

続いて、２ページになります。

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第１款水道事業収益５億5,701万2,000円。各項につきましては記載のとおりでございます。

支出、第１款水道事業費用３億9,981万4,000円。各項につきましては記載のとおりでございます。

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億7,796万5,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,327万2,000円、損益勘定留保資金２億5,469万3,000円で補てんするものとする。

収入、第１款資本的収入9,000万円。第１項は記載のとおりでございます。

支出、第１款資本的支出３億6,796万5,000円。各項は記載のとおりでございます。

３ページになります。

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水道料金システム機器賃借、システム保守及びサービス使用料、期間、令和９年度より令和13年度、限度額1,703万円。事項、虎杖浜第２浄水場機械電気設備更新工事、期間、令和９年度、限度額１億6,000万円。

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業（建設改良）、限度額9,000万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりであります。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

（２）資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金の間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費7,269万2,000円。

（他会計からの補助金）

第10条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,000万円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条　たな卸資産の購入限度額は、3,443万6,000円と定める。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくお願いいたします。

議案第１４号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算

○議長（小西秀延君）　議案第14号の提案を願います。

本間病院事務長。

○病院事務長（本間　力君）　別冊の病院事業会計予算書を御覧願います。議案第14号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算。

（総則）

第１条　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）病床数　40床。

（２）年間患者数、入院　１万3,140人。外来　３万人。

（３）１日平均患者数、入院　36人。外来　124人。

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、企業債２億円を借り入れる。

収入、第１款病院事業収益11億4,317万3,000円。各項は記載のとおりです。

支出、第１款病院事業費用13億8,873万7,000円。各項は記載のとおりです。

２ページになります。

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,853万5,000円は当年度分損益勘定留保資金4,853万5,000円で補てんするものとする。

収入、第１款資本的収入２億8,946万3,000円。各項は記載のとおりです。

支出、第１款資本的支出３億3,799万8,000円。各項は記載のとおりです。

（継続費）

第５条　継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

第１款資本的支出、第１項建設改良費、事業名、町立病院改築事業（改築Ⅱ期事業）、総額５

億3,665万8,000円、年度及び年割額は記載のとおりです。

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、町立病院改築事業（改築Ⅱ期事業）、限度額4,280万円。医療機器等更新事業、限度額4,100万円。経営改善推進事業、限度額２億円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりです。

３ページです。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、５億円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は､次のとおりと定める。

（１）病院事業費用のうち、医業費用、医業外費用及び特別損失の間の流用。

（２）資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金の間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）給与費７億5,634万8,000円。

（２）交際費38万5,000円。

（他会計からの補助金）

第10条　病院事業の運営等に要する経費について、一般会計及び国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１億1,039万円と定める。

（たな卸資産購入限度額）

第11条　たな卸資産購入限度額は、6,132万7,000円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第12条　重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

（１）取得する資産及び（２）処分する資産の種類、名称、数量は、記載のとおりです。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくお願いいたします。

議案第１５号　令和８年度白老町下水道事業会計予算

○議長（小西秀延君）　議案第15号の提案を願います。

舛田都市整備部長。

○都市整備部長（舛田紀和君）　それでは、下水道事業会計予算書の１ページをお開きください。議案第15号　令和８年度白老町下水道事業会計予算。

（総則）

第１条　令和８年度白老町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）年間総処理水量　199万3,019立方メートル。

（２）１日平均処理水量　5,460立方メートル。

（３）排水区域面積　842ヘクタール。

（４）主要な建設改良事業、公共下水道事業２億3,883万5,000円。

２ページになります。

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第１款下水道事業収益11億4,232万6,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第１款下水道事業費用11億3,234万2,000円。各項は記載のとおりでございます。

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億9,174万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20万8,000円、損益勘定留保資金２億9,153万6,000円で補てんするものとする。

収入、第１款資本的収入３億3,227万3,000円。各項については記載のとおりであります。

支出、第１款資本的支出６億2,401万7,000円。各項は記載のとおりであります。

続いて、３ページになります。

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水洗便所改造資金利子補給、期間、令和９年度から令和12年度、限度額10万円。

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道事業債、限度額4,280万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりでございます。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、10億円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

（２）資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金の間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費5,889万2,000円。

（他会計からの補助金）

第10条　下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は４億

4,554万9,000円である。

令和８年２月19日提出。白老町長。

よろしくお願いをいたします。

○議長（小西秀延君）　ただいま議案第７号から第15号までの各会計予算９件とこれに関連する議案５件、合わせて14件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら令和８年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われます。

そこで、慣例により議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えます。

よって、ここに特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　ご異議なしと認めます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、この特別委員会に付託する案件は、議案第７号から第15号までの令和８年度各会計予算９件と関連議案５件の合わせて14件であります。これを一括して特別委員会に付託し、審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました議案14件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第７条第２項の規定により特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

この際暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時０９分

再開　午後　３時１０分

○議長（小西秀延君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告について

○議長（小西秀延君）　この際諸般の報告をいたします。

ただいま休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に貳又聖規議員、副委員長に森山秀晃議員が選任されました。付託案件の審査方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（小西秀延君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10日10時から引き続き再開いたします。
本日はこれをもって散会いたします。

（午後　３時１１分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　小　西　秀　延

署　名　議　員　　前　田　博　之

署　名　議　員　　貳　又　聖　規

署　名　議　員　　森　　哲　也